

平成 29 年度

静岡県交通安全実施計画

静岡県交通安全対策会議

ま え が き

この「静岡県交通安全実施計画」は、交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第25条第1項に基づき策定した「第10次静岡県交通安全計画」(平成28年度～平成32年度)を着実に推進するため、同法第25条第3項に基づき平成29年度の県内における陸上交通の安全に関し、県及び同法第2条に定める国の指定地方行政機関等が講ずべき施策を定めたものである。

静岡県における平成28年中の人身交通事故は、

発生件数	31,518件	(対前年比	-973件	-3.0%)
死者数	137人	(前年対比	-16人	-10.5%)
負傷者数	41,221人	(対前年比	-1,312人	-3.1%)

と、いずれも前年より減少し、特に死者数は昭和41年以降における最少であった。

しかし、死者数の内訳を見ると、65歳以上の高齢者が85人と、全体に占める割合は過去最高の62.0%であり、また、歩行中の死者が40人と、47.1%を占めている。

また、道路交通を取り巻く環境をみると、少子高齢化が急速に進行する中、クルマ社会への適応に困難を伴う高齢者が年々増加していることに加え、飲酒運転や無免許運転による悲惨な交通事故が後を絶たないなど、規範意識の低下に伴う交通ルールの無視が交通事故の背景となっている実態も認められる。

こうしたことから、交通ルールの遵守を基本に、高齢者の交通事故防止を中心とした対策を継続し、県民一人ひとりの交通安全に対する意識改革のほか、自転車利用者の増加に伴う走行環境整備をはじめとした総合的な交通事故防止対策や、青少年に対する交通安全意識の高揚を図り、交通事故発生件数の総量削減に向けたハード・ソフト両面の対策が求められている。

このような厳しい交通情勢を踏まえ、平成29年度は「第10次静岡県交通安全計画」の目標である「平成32年までに、年間交通事故死者数100人以下、発生件数30,000件以下」の達成に向けて、県及び国の指定地方行政機関が相互に緊密な連携を図るとともに、市町を始め、関係機関・団体及び県民と連携・協働して、交通安全対策を総合的かつ計画的に推進する。

目 次

第1章 道路交通の安全	1
第1節 道路交通環境の整備	1
1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	1
(中部地方整備局・私学振興課・道路整備課・義務教育課・特別支援教育課・健康体育課・交通規制課・静岡市・浜松市)	
2 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	2
(中部地方整備局・道路企画課・静岡市・浜松市・中日本高速道路(株))	
3 幹線道路における交通安全対策の推進	2
(中部地方整備局・静岡運輸支局・くらし交通安全課・道路企画課・道路整備課・道路保全課・街路整備課・交通企画課・交通規制課・高速道路交通警察隊・静岡市・浜松市・中日本高速道路(株))	
4 交通安全施設等の整備事業の推進	5
(中部地方整備局・障害者政策課・道路企画課・道路整備課・道路保全課・街路整備課・交通規制課・静岡市・浜松市)	
5 歩行者空間のバリアフリー化	7
(中部地方整備局・道路整備課・静岡市・浜松市)	
6 無電柱化の推進	8
(中部地方整備局・道路企画課・静岡市・浜松市)	
7 効果的な交通規制の推進	8
(交通規制課・高速道路交通警察隊・中日本高速道路(株))	
8 自転車利用環境の総合的整備	8
(中部地方整備局・くらし交通安全課・地域産業課・道路整備課・道路保全課・交通規制課・静岡市・浜松市)	
9 高度道路交通システムの活用	9
(東海総合通信局・中部地方整備局・静岡運輸支局・交通規制課・中日本高速道路(株))	
10 交通需要マネジメントの推進	11
(中部地方整備局・静岡運輸支局・地域交通課)	
11 災害に備えた道路交通環境の整備	12
(中部地方整備局・道路企画課・道路整備課・道路保全課・交通規制課・静岡市・浜松市・中日本高速道路(株))	
12 総合的な駐車対策の推進	14
(中部地方整備局・地域産業課・都市計画課・交通指導課・交通規制課・静岡市・浜松市)	

13	道路交通情報の充実	16
	(東海総合通信局・中部地方整備局・道路企画課・道路保全課・交通規制課)	
14	交通安全に寄与する道路交通環境の整備	17
	(中部地方整備局・こども未来課・道路企画課・道路整備課・道路保全課・ 河川海岸整備課・公園緑地課・社会教育課・交通規制課・静岡市・浜松市)	
第2節 交通安全思想の普及徹底		20
1	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	20
	(くらし交通安全課・私学振興課・長寿政策課・こども未来課・ 障害者政策課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・健康体育課・ 社会教育課・交通企画課)	
2	効果的な交通安全教育の推進	28
	(くらし交通安全課・交通企画課)	
3	交通安全に関する普及啓発活動の推進	29
	(広聴広報課・くらし交通安全課・私学振興課・義務教育課・高校教育課・ 特別支援教育課・健康体育課・交通企画課)	
4	交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	34
	(くらし交通安全課・交通企画課)	
5	住民の参加・協働の推進	35
	(くらし交通安全課・交通企画課)	
第3節 安全運転の確保		36
1	運転者教育等の充実	36
	(静岡運輸支局・長寿政策課・地域交通課・交通企画課・交通指導課・ 運転免許課・運転者教育課・高速道路交通警察隊)	
2	運転免許制度の改善	39
	(運転免許課)	
3	安全運転管理の推進	40
	(交通企画課)	
4	事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	40
	(静岡運輸支局・くらし交通安全課・交通企画課・交通指導課)	
5	交通労働災害の防止等	42
	(静岡労働局・静岡運輸支局・労働政策課)	
6	道路交通に関連する情報の充実	43
	(静岡運輸支局・静岡地方气象台・道路保全課・消防保安課・交通規制課)	
第4節 車両の安全性の確保		43
1	車両の安全性に関する基準等の改善の推進	43
	(静岡運輸支局・くらし交通安全課)	

2	自動車アセスメント情報の提供等	44
	(静岡運輸支局・くらし交通安全課)	
3	自動車の検査及び点検整備の充実	44
	(静岡運輸支局)	
4	リコール制度の充実・強化	46
	(静岡運輸支局)	
5	自転車の安全性の確保	46
	(関東経済産業局・くらし交通安全課・私学振興課・義務教育課・ 高校教育課・特別支援教育課・健康体育課・交通企画課)	
第5節 道路交通秩序の維持		47
1	交通の指導取締りの強化等	47
	(交通指導課・交通機動隊・高速道路交通警察隊)	
2	交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	47
	(交通指導課)	
3	暴走族等対策の推進	48
	(くらし交通安全課・私学振興課・義務教育課・高校教育課・健康体育課・ 社会教育課・交通指導課)	
第6節 救助・救急活動の充実		50
1	救助・救急体制の整備	50
	(地域医療課・消防保安課・健康体育課・交通規制課・県消防長会・ 中日本高速道路(株))	
2	救急医療体制の整備	52
	(地域医療課)	
3	救急関係機関の協力関係の確保等	53
	(地域医療課・消防保安課・県消防長会)	
第7節 被害者支援の充実と推進		53
1	自動車損害賠償保障制度の充実等	53
	(静岡運輸支局)	
2	損害賠償の請求についての援助等	54
	(くらし交通安全課)	
3	交通事故被害者支援の充実強化	54
	(中部運輸局、静岡運輸支局・交通指導課・運転者教育課)	
第8節 研究開発及び調査研究の充実		55
1	道路交通の安全に関する研究開発の推進	55
	(東海総合通信局・くらし交通安全課・交通企画課・交通規制課・中日本高速道路(株))	

2	道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化	56
	(中部地方整備局・静岡運輸支局・くらし交通安全課・道路整備課・道路保全課・交通企画課・静岡市・浜松市)	
第2章	鉄道交通の安全	57
第1節	鉄道交通環境の整備	57
1	鉄道施設等の安全性の向上	57
	(中部運輸局・地域交通課)	
2	運転保安設備等の整備	57
	(中部運輸局)	
第2節	鉄道交通の安全に関する知識の普及	58
	(中部運輸局)	
第3節	鉄道の安全な運行の確保	58
1	保安監査の実施	58
	(中部運輸局)	
2	運転士の資質の保持	58
	(中部運輸局)	
3	安全上のトラブル情報の共有・活用	59
	(中部運輸局)	
4	気象情報等の充実	59
	(中部運輸局・静岡地方気象台)	
5	大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	60
	(中部運輸局)	
6	運輸安全マネジメント評価の実施	60
	(中部運輸局)	
第4節	鉄道車両の安全性の確保	60
	(中部運輸局)	
第5節	救助・救急活動の充実	60
	(中部運輸局・地域医療課・消防保安課・県消防長会)	
第6節	被害者支援の推進	61
	(中部運輸局)	

第7節	鉄道事故等の原因究明と再発防止	61
	(中部運輸局)	
第8節	研究開発及び調査研究の充実	61
	(中部運輸局)	
第3章	踏切道における交通の安全	62
1	踏切道の立体交差化及び構造の改良の促進	62
	(中部運輸局・道路整備課・道路保全課・街路整備課・静岡市・浜松市)	
2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	62
	(中部運輸局・交通規制課)	
3	踏切道の統廃合の促進	63
	(中部運輸局・道路整備課・街路整備課・交通規制課・静岡市・浜松市)	
4	その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	63
	(中部運輸局・道路整備課・道路保全課・交通規制課・静岡市・浜松市)	
第4章	大規模地震に備えての交通の安全	64
1	緊急交通路等の確保	64
	(中部地方整備局・道路保全課・危機政策課・危機対策課・交通規制課・静岡市・浜松市)	
2	警戒宣言発令時及び地震発生時における自動車運転者の 執るべき措置の周知徹底	65
	(交通企画課)	
3	信号用電源付加装置及び移動式交通情報車等の整備	66
	(交通規制課)	
4	その他の交通安全対策	66
	(中部地方整備局・中部運輸局・建築安全推進課・道路企画課・道路整備課・道路保全課・危機政策課・危機対策課・静岡市・浜松市)	
付属資料 (静岡県交通安全対策関係事業)		
	平成29年度 静岡県交通安全対策関係事業総括表	67
第1章	道路交通の安全	
第1節	道路交通環境の整備	

1～9	生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備等	68
	(森林整備課・道路整備課・道路保全課・港湾整備課・漁港整備課・ 街路整備課・農地保全課・交通規制課)	
10	交通需要マネジメントの推進	69
	(地域交通課)	
11	災害に備えた道路交通環境の整備	69
	(道路整備課・道路保全課)	
12	総合的な駐車対策の推進	69
	(地域産業課・交通指導課・交通規制課)	
13	道路交通情報の充実	69
	(道路保全課)	
14	交通安全に寄与する道路交通環境の整備	69
	(道路保全課・河川海岸整備課・公園緑地課)	
第2節 交通安全思想の普及徹底		
1	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	70
	(くらし交通安全課・私学振興課・長寿政策課・こども未来課・健康体育課・ 交通企画課)	
3	交通安全に関する普及啓発活動の推進	71
	(広聴広報課・くらし交通安全課)	
4	交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	71
	(くらし交通安全課・交通企画課)	
5	住民の参加・協働の推進	71
	(くらし交通安全課)	
第3節 安全運転の確保		
1	運転者教育等の充実	72
	(運転免許課・運転者教育課)	
2	運転免許制度の改善	72
	(運転免許課)	
3	安全運転管理の推進	73
	(交通企画課)	
5	交通労働災害の防止等	73
	(労働政策課)	
6	道路交通に関連する情報の充実	73
	(道路保全課)	

第5節	道路交通秩序の維持	
1	交通の指導取締りの強化等 (交通指導課)	73
2	交通事故事件等に係る適正かつ緻密な操作の一層の推進 (交通指導課)	73
3	暴走族等対策の推進 (くらし交通安全課・交通指導課)	73
第6節	救助・救急活動の充実	
1	救助・救急体制の整備 (地域医療課・消防保安課)	73
2	救急医療体制の整備 (地域医療課)	74
3	救急関係機関の協力関係の確保等 (地域医療課)	74
第7節	被害者支援の充実と推進	
2	損害賠償の請求についての援助等 (くらし交通安全課)	75
第8節	研究開発及び調査研究の充実	
2	道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化 (くらし交通安全課)	75
第2章	鉄道交通の安全	
第1節	鉄道交通環境の整備	
1	鉄道施設等の安全性の向上 (地域交通課)	75
第5節	救助・救急活動の充実 (地域医療課)	75
第3章	踏切道における交通の安全	
1	踏切道の立体交差化及び構造の改良の促進 (街路整備課)	75

第4章 大規模地震に備えての交通の安全	
1 緊急交通路等の確保 ……………	76
(道路整備課)	
6 その他の交通安全対策 ……………	76
(建築安全推進課)	
その他の交通安全対策関係事業 ……………	76
(地域交通課・交通企画課・静岡県道路公社)	

第1章 道路交通の安全

第1節 道路交通環境の整備

1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

事業概要	事業内容
<p>(1) 生活道路における交通安全対策の推進</p> <p>(中部地方整備局) (県:道路整備課) (警察:交通規制課) (静岡市) (浜松市)</p>	<p>ア 市街地等における生活道路等の交通安全対策として、最高速度 30 km/h の区域規制や路側帯の設置・拡幅等を前提とした生活道路対策「ゾーン 30」を推進するほか、歩行者用道路の交通規制を実施するなど、速度の抑制及び通過交通の排除に重点を置いた対策を推進する。</p> <p>イ 具体的な生活道路対策(歩行者や自転車の通行を優先するゾーン対策)としては、通過交通の排除や車両速度の抑制を行うため、ビッグデータの活用による危険箇所の解消に向け効果的・効率的な対策を検討するほか、エリア進入部におけるハンプやクランク等の対策を推進していくとともに、道路標識や路面表示を組み合わせた整備を推進する。</p> <p>また、通過交通を排除する等の観点から、必要に応じて周辺の幹線道路を含めた対策を推進する。</p>
<p>(2) 通学路等における交通安全の確保</p> <p>(県:私学振興課) (県:道路整備課) (教育:義務教育課) (教育:特別支援教育課) (教育:健康体育課) (静岡市) (浜松市)</p>	<p>通学路における交通安全を確保するため、市町主体の定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を支援するとともに、道路交通実態に応じ、警察、教育委員会、学校、道路管理者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進する。</p> <p>対策は、歩道整備をはじめ、路肩のカラー舗装や防護柵設置等の交通安全施設の整備、通園・通学路及び登下校時間帯の設定等により実施する。</p>
<p>(中部地方整備局) (警察:交通規制課)</p>	<p>小学校、幼稚園、保育所、認定こども園、児童館等に通う児童や幼児、高校、中学校に通う生徒の通行の安全を確保するため、通学路の歩道整備等を積極的に推進するとともに、信号灯器のLED化、道路標識・標示の高輝度化等の整備及び立体横断施設の整備を推進する。</p> <p>また、市街地など歩道等の整備が困難な地域においては、路肩のカラー舗装や防護柵設置等の簡易的な対策を含めて、安全・安心な歩行空間の創出を推進する。</p>

事業概要	事業内容
<p>(3) 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備 (中部地方整備局) (県:道路整備課) (警察:交通規制課) (静岡市) (浜松市)</p>	<p>高齢者や障害のある人等を含め、全ての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に、歩行空間におけるバリアフリー化を積極的に推進する。</p> <p>ア バリアフリー法に基づく重点整備地区の歩行空間の整備 バリアフリー法に基づき重点整備地区に定められた駅周辺地区は、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、誰もが歩きやすい幅の広い歩道、道路横断時の安全を確保する機能を付加したバリアフリーに配慮した信号機等を面的に整備し、ネットワーク化を図る。</p> <p>イ 横断歩道、バス停留所付近の違法駐車等の取締り強化 横断歩道、バス停留所付近の違法駐車等の悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に対する取締りを強化するとともに、放置自転車等の撤去を行う市町と連携し、視覚障害者誘導用ブロックが設置されている歩道等における二輪車の違法駐車についても積極的な取締りを推進する。</p>

2 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化

事業概要	事業内容
<p>(中部地方整備局) (県:道路企画課) (静岡市) (浜松市) (中日本高速道路株)</p>	<p>ア 高規格幹線道路(自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路であり、高速自動車国道及び一般国道の自動車専用道路で構成)から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進する。 特に、高規格幹線道路等、事故率の低い道路利用を促進するとともに、生活道路においては、車両速度の抑制や通過交通を排除し、歩行者、自転車中心の道路交通形成を推進する。</p> <p>イ 一般道路に比較して死傷事故率が低く安全性の高い高規格幹線道路等への交通の転換を促進し、道路ネットワーク全体の安全性を向上させるため、高規格幹線道路及びアクセス道路の整備や、スマートインターチェンジの整備を推進する。</p>

3 幹線道路における交通安全対策の推進

事業概要	事業内容
<p>(1) 事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)の推進 (中部地方整備局) (警察:交通規制課)</p>	<p>交通安全に資する道路整備事業の実施に当たって、効果を科学的に検証しつつ、マネジメントサイクルを適用することにより、効率的・効果的な実施に努め、少ない予算で最大の効果を獲得できるよう、事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)を推進する。</p>

事業概要	事業内容
(2) 事故危険箇所対策の推進 (中部地方整備局) (県:道路整備課) (警察:交通規制課) (静岡市) (浜松市)	幹線道路上の事故発生割合が高い区間を「事故危険箇所」として指定し、公安委員会と道路管理者が連携して、単路においては歩道の設置、道路照明施設の整備、視線誘導標及び路面表示の設置等の事故防止対策を、交差点においては右折レーンの設置、交差点のコンパクト化、路面表示の設置及び信号灯器のLED化等の事故抑止対策を推進する。
(3) 幹線道路における交通規制 (警察:交通規制課)	幹線道路における、交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、安全施設の整備状況、交通の状況等を勘察し、速度規制、追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制及び信号機の運用等について見直しを行う。
(4) 重大事故の再発防止 (中部地方整備局) (静岡運輸支局) (県:くらし交通安全課) (県:道路整備課) (県:道路保全課) (警察:交通企画課) (警察:交通規制課) (静岡市) (浜松市)	交通事故防止対策が必要な死亡または重大事故が発生した際は、速やかに道路管理者、警察、県、市町、地域住民等、関係機関・団体合同の交通診断を行い、効果的な対策を推進する。
(5) 適切に機能分担された道路網の整備 (中部地方整備局) (県:道路企画課) (警察:交通規制課)	ア 一般道路に比較して死傷事故率が低く安全性の高い高規格幹線道路等への交通の転換を促進し、道路ネットワーク全体の安全性を向上させるため、高規格幹線道路及びアクセス道路の整備や、スマートインターチェンジの整備を推進する。 イ 道路の著しい混雑、交通事故の多発等の防止を図るため、バイパス及び環状道路等の整備を推進する。 ウ 陸・海・空の交通手段が相互に連結する交通ネットワークを構築するため、駅、空港、港湾等の交通拠点を連絡する道路整備を推進する。

事業概要	事業内容
<p>(6) 高速自動車国道等における事故防止対策の推進</p> <p>(中部地方整備局)</p> <p>(警察:高速道路 交通警察隊)</p> <p>(中日本高速道路(株))</p>	<p>高速自動車国道等における交通事故の発生状況、交通量等の交通実態、道路構造及び気象状況等を総合的に把握し、交通事故抑止のため、交通指導取締り、交通安全広報等を積極的に推進する。</p> <p>死亡事故又は社会的反響の大きい重大事故が発生した際には、道路管理者、交通管理者、交通関係機関・団体との合同による交通事故防止対策検討会等を開催し、道路改良、各種交通安全施設の整備、改良等再発防止対策を推進する。</p> <p>また、高速自動車道及び一般国道の自動車専用道路の逆走対策及び歩行者、自転車等の立入り事案による事故防止のための標識や路面標示の整備を推進する。</p>
<p>(7) 改築等による交通事故防止対策の推進</p> <p>(中部地方整備局)</p> <p>(県:道路企画課)</p> <p>(県:道路整備課)</p> <p>(県:街路整備課)</p> <p>(警察:交通規制課)</p>	<p>交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、次の方針により道路の改築等による交通事故対策を推進する。</p> <p>ア 歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、歩道等を設置するための既存道路の拡幅、バイパスの整備と併せた道路空間の再配分、自転車の通行を歩行者や車両と分離するための自転車道や自転車専用通行帯、自転車の通行位置を示した道路の整備等の道路交通の安全に寄与する道路の改築事業を推進する。</p> <p>イ 交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、交差点のコンパクト化、立体交差化等を推進する。</p> <p>ウ 商業系地区等における歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行空間を確保するため、これらの者の交通量や通行の状況に即して、幅の広い道路、自転車道、自転車専用通行帯等の整備を推進する。</p> <p>エ 交通混雑が著しい都心部、鉄道駅周辺等において、人と車の交通を体系的に分離するとともに、歩行者空間の拡大を図るため、地区周辺の幹線道路、交通広場等の総合的な整備を図る。</p> <p>オ 歴史的街並みや史跡等卓越した歴史的環境の残る地区において、地区内の交通と観光交通、通過交通を適切に分離するため、歴史的地区への誘導路、地区内の生活道路、歴史的みちすじ等の整備を体系的に推進する。</p>
<p>(8) 交通安全施設等の高度化</p> <p>(中部地方整備局)</p> <p>(警察:交通規制課)</p>	<p>ア 交通実態に合わせて、複数の信号機を面的・線的に連動させる集中制御化・系統化や多現示化等の信号制御の高度化を推進するとともに、視認性の向上のため灯器のLED化を推進する。</p> <p>イ 道路の構造、交通の状況等に応じた交通の安全を確保するために、道路標識の高輝度化等、高機能舗装、高視認性区画線の整備等を推進するほか、交通事故発生地点を容易に把握し、速やかな事故処理及び的確な事故調査が行えるようにするとともに、自動車の位置や目的地までの距離を容易に確認できるようにするためのキロポスト（地点標）の整備を推進する。</p>

事業概要	事業内容
(県:道路保全課)	ウ 道路の構造、交通の状況等に応じた交通の安全を確保するために、道路標識の高輝度化等や高視認性区画線の整備等を推進する。
4 交通安全施設等の整備事業の推進	
事業概要	事業内容
<p>(1) 交通安全施設等の戦略的維持管理 (警察:交通規制課)</p>	<p>ア 静岡県公安委員会では、整備後長期間が経過した信号機等の老朽化対策が課題となっていることから、平成 25 年に「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において策定された「インフラ長寿命化基本計画」等に即して、中長期的な視点に立った老朽施設の更新、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの削減等を推進する。</p> <p>イ 既存の信号機器や信号柱に対する定期点検等を実施する等保守管理体制に万全を期すとともに、老朽化した機器、柱の計画的更新を推進する。</p> <p>ウ 交通量の減少など交通流の変化により必要性の低下した信号機の撤去を推進する。</p>
<p>(2) 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進 (中部地方整備局) (県:道路整備課) (県:街路整備課) (警察:交通規制課) (静岡市) (浜松市)</p>	<p>ア 生活道路対策「ゾーン 30」の対象エリアにおいて、歩道整備、車両走行速度の抑制、通過交通(抜け道としての通行)の抑制等の面的かつ総合的な事故抑止対策を推進する。</p> <p>イ バリアフリー法に基づく重点整備地区において、歩道の拡幅や道路横断時の安全を確保する機能を付加したバリアフリーに配慮した信号機等の面的整備を推進する。</p> <p>ウ 自転車が関連する交通事故を防止するため、自動車や歩行者と自転車利用者が共存することができるように、自転車道、自転車専用通行帯の整備や自転車通行位置の明示等、自転車通行環境の整備を推進する。</p> <p>エ 小学校、幼稚園、認定こども園や児童館等に通う児童や幼児、高校、中学校に通う生徒の通行の安全を確保するため、通学路等における信号灯器のLED化や横断歩道の標識・標示の高輝度化を積極的に推進するとともに、市街地など歩道等の整備が困難な地域においては、路肩のカラー舗装や防護柵設置等を推進する。</p>

事業概要	事業内容
<p>(3) 幹線道路対策の推進</p> <p>(中部地方整備局)</p> <p>(県:道路整備課)</p> <p>(県:道路保全課)</p> <p>(警察:交通規制課)</p>	<p>幹線道路では交通事故が特定の区間に集中して発生していることから、事故危険箇所等の事故の発生割合の大きい区間において重点的な交通事故対策を実施する。この際、事故データの客観的な分析による事故原因の検証に基づき、信号機の改良、交差点改良、注意喚起看板・路面標示等の対策を実施する。</p>
<p>(4) 交通円滑化対策の推進</p> <p>(中部地方整備局)</p> <p>(県:道路企画課)</p> <p>(静岡市)</p> <p>(浜松市)</p>	<p>ア 静岡県道路交通渋滞対策推進協議会での検討、調整等を通じ、バイパス整備や交差点改良などのハード施策と、パーク&ライド、ITS (Intelligent Transport Systems) などのソフト施策を組み合わせた効率的な渋滞対策を実施する。</p>
<p>(警察:交通規制課)</p>	<p>イ 円滑な交通を確保するため、信号機の改良等必要な交通安全施設の整備や交差点改良を重点的に推進する。</p> <p>ウ 必要な道路交通情報を正確に収集する車両感知器や、道路利用者に対して効果的に道路交通情報を提供するシステム等の整備に努める。</p>
<p>(県:障害者政策課)</p> <p>(県:道路整備課)</p> <p>(県:道路保全課)</p> <p>(警察:交通規制課)</p> <p>(静岡市)</p> <p>(浜松市)</p>	<p>エ 高齢者等の利用にも配慮した交通安全施設の整備</p> <p>(ア) 高齢者、障害のある人等の活動機会の増大にも対応して、幅の広い使いやすい歩道等の整備、段差の適切な切り下げ、視覚障害者誘導用ブロックの設置等を推進し、安全で快適な歩行空間の確保に努める。</p> <p>(イ) 超低床ノンステップバスの運行路線において、乗降に支障のある歩道を影響がないように改善する。</p> <p>(ウ) 歩行者用道路、一方通行、横断歩道等の交通規制の実施と道路標識等を高齢者にもわかりやすく見やすくするため、道路標識・標示の高輝度化、大型化、自発光化を推進する。</p> <p>(エ) バリアフリー対応型信号機、信号灯器のLED化等の整備に努める。</p>

事業概要	事業内容
<p>(5) ITSの推進による安全で快適な道路交通環境の実現</p> <p>(中部地方整備局) (警察:交通規制課)</p>	<p>交通情報の収集・分析・提供や交通状況に即応した信号制御その他道路における交通の規制を広域的かつ総合的に行うため、交通管制エリアの拡大を始め、交通管制システムの充実・改良を図る。</p> <p>具体的には、複数の信号機を面的・線的に連動させる集中制御化・プログラム多段系統化等の信号制御の改良を図るほか、最先端の情報通信技術等を用いて、光ビーコンの整備拡充、交通管制センターの改良等により新交通管理システム（UTMS : Universal Traffic Management Systems）を推進するとともに、情報収集・提供環境の拡充等により、道路交通情報提供の充実等を推進し、安全で快適な道路環境の実現を図る。</p>
<p>(6) 道路交通環境整備への住民参加の促進</p> <p>(中部地方整備局) (県:道路企画課) (県:道路保全課) (静岡市) (浜松市)</p>	<p>地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進するとともに、「交通安全総点検」「標識BOX」「信号機BOX」「道の相談室」「県民のこえ」等を活用して、道路利用者等が日常から抱えている意見を道路交通環境の整備に反映する。</p>
<p>(7) 連絡会議等の活用</p> <p>(中部地方整備局) (県:道路整備課) (県:道路保全課) (警察:交通規制課) (静岡市) (浜松市)</p>	<p>県警察本部、国・県・政令市の道路管理者および学識者で組織する「静岡県道路交通環境安全推進連絡会議」を活用し、県内の交通事故の防止を図るために、事故多発地点の解消、生活道路対策や自転車通行環境整備等の施策の立案、実施、進行管理に関して協議を行う。</p>
<p>5 歩行者空間のバリアフリー化</p>	
事業概要	事業内容
<p>(中部地方整備局) (県:道路整備課) (静岡市) (浜松市)</p>	<p>バリアフリー基本構想が策定されている地区の特定道路指定路線において、車いす使用者の円滑な移動のために幅の広い歩道の整備や、歩道の段差・傾斜・勾配の改善をするとともに、立体横断施設には必要に応じてエレベーターなどの歩行支援施設を設置する。</p>

6 無電柱化の推進	
事業概要	事業内容
(中部地方整備局) (県:道路企画課) (静岡市) (浜松市)	歩行者の安全で快適な通行空間の確保を図るため、道路の防災性の向上、良好な景観の形成、情報通信ネットワークの信頼性の向上、観光振興の観点も踏まえ、新たな無電柱化計画を策定するとともに、道路の新設、拡幅等に併せた無電柱化の推進に努める。また、電線共同溝の浅埋設等低コスト手法の導入によるコスト縮減等の取組を推進する。
7 効果的な交通規制の推進	
事業概要	事業内容
(警察:交通規制課)	<p>ア 地域の交通実態等を踏まえ、交通規制や信号制御を常に点検・見直しを行い、ソフト・ハード一体となった合理的な交通規制により安全で円滑な交通流の維持を図る。</p> <p>一般道路においては、実勢速度・交通事故発生状況等を勘案しつつ、規制速度の引き上げや駐（停）車禁止、指定方向外進行禁止等、交通流を整序化する交通規制を推進するとともに、生活道路においては、ゾーン 30 など速度抑制対策を積極的に推進する。</p> <p>イ 全県を対象に、交通関係業界及び団体等から委嘱した交通規制モニターを通じて、広く交通規制の見直しに対する意見及び点検対象箇所の把握に努めるとともに、各警察署へフィードバックして連携した交通規制の見直しを図る。</p>
(警察:高速道路 交通警察隊) (中日本高速道路株)	<p>ウ 高速道路等の交通規制については、交通事故の発生状況、交通量の変動、道路構造の改良状況、交通安全施設の整備状況、運転者等の意見要望等を総合的に勘案して真に交通実態に即したものとなるような必要な見直しを推進する。</p> <p>また、交通渋滞、交通事故、異常気象、地震等の交通障害発生時においては、その状況に応じ、臨時交通規制を迅速、的確に実施し、二次障害の発生防止に努める。</p>
8 自転車利用環境の総合的整備	
事業概要	事業内容
(1) 安全で快適な自転車利用環境の整備 (中部地方整備局) (県:くらし交通安全課) (県:道路整備課) (警察:交通規制課)	<p>自動車や歩行者と自転車利用者が共存することができる自転車の通行空間を確保するため、道路状況や自転車の利用状況を勘案して、歩行者、自動車と分離した自転車道及び自転車専用道路の整備や、自転車専用通行帯等の交通規制を推進する。</p> <p>ア 自転車利用者の安全確保</p> <p>安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（国土交通省・警察庁）に基づく「静岡県自転車道等設計仕様書」を参考に、道路状況や自転車の利用実態を踏まえた自転車道、自転車専用通行帯等の設置による自転車通行環境の整備を推進する。</p>

事業概要	事業内容
(中部地方整備局) (県: 暮らし交通安全課) (県: 道路保全課) (警察: 交通規制課) (静岡市) (浜松市)	イ 放置自転車対策の推進 (ア) 放置規制等に関する市町条例の制定等を進める。 (イ) 各種の自転車駐車場整備手法等について普及啓発を図る。 (ウ) 市町が実施する自転車利用者等への啓発活動を支援する。
(2) 自転車等の駐車 対策の推進 (県: 暮らし交通安全課) (県: 地域産業課)	ア 自転車駐車場等整備の推進 自転車の駐車スペースを確保するため、関係各部門の行財政措置により、自転車駐車場等を整備する。 イ 自転車駐車場附置義務条例制定の指導 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)に基づく、「標準自転車駐車場附置義務条例について(昭和56年通達建設省都再発第101号)」による条例の制定について、各市町への周知徹底を図る。 ウ 放置自転車規制条例制定の指導 市町の放置自転車規制条例制定等に関し、必要な助言指導を行い、自転車等の整理・撤去等の推進を図る。 エ 自転車利用者に対する啓発 自転車利用者の駐車マナーの向上を図るため、行政及び関係団体による積極的な啓発を推進するとともに、自転車乗用中の携帯電話使用や傘差し運転の禁止等の広報を実施する。

9 高度道路交通システムの活用

事業概要	事業内容
(1) 道路交通情報通 信システムの整備 (東海総合通信局) (警察: 交通規制課)	安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムな渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供するVICS (Vehicle Information and Communication System) の整備を検討するとともに、高精度な情報提供の充実を図る。
(2) 新交通管理シス テムの整備推進 (警察: 交通規制課)	ア 交通管制システムの高度化 新交通管理システム(UTMS : Universal Traffic Management Systems)の中核となる最新の情報通信技術を活用した交通管制システムの整備を推進する。 イ 交通情報提供システムの整備 交通情報提供のキーインフラとなる光ビーコン(近赤外線を用いて双方向通信ができる車両感知器)の整備を検討する。

事業概要	事業内容
<p>(3) スマートウェイの推進 (中部地方整備局) (中日本高速道路株)</p>	<p>E T C 2.0 等で導入されている狭域通信システム(D S R C :Dedicated Short Range Communications)を活用した広範囲の渋滞データで適切なルート選択を可能とするダイナミックルートガイダンス、路面上の障害物や渋滞末尾等の情報のリアルタイムでの提供サービスについて、携帯電話、光通信等多様な通信メディアとの連携にも配慮しつつ実現を図る。</p>
<p>(4) 交通事故防止のための運転支援システムの推進 (東海総合通信局) (中部地方整備局) (警察:交通規制) (中日本高速道路株)</p>	<p>I T S の高度化により交通の安全を高めるため、自動車単体では対応できない事故への対策として、路車間通信、車車間通信、歩車間通信等の通信技術を活用した運転支援システムの実現に向けて、産・官・学が連携し研究開発等を行う。</p> <p>また、交通管制システムのインフラ等を利用して、運転者に周辺の交通状況等を視覚・聴覚情報により提供することで、危険要因に対する注意を促し、ゆとりをもった運転ができる環境を作り出すことにより、交通事故を防止すること等を目的とした安全運転支援システム(D S S S :Driving Safety Support Systems)の導入・整備を推進する。</p> <p>さらに、運転者に対し、信号情報に基づく走行支援情報を提供することで、通過予定の交差点において予測される信号灯火等を把握したゆとりある運転を促し、急停止・急発進に伴う事故の防止を図ること等を目的とした信号情報活用運転支援システム(T S P S :Traffic Signal Prediction Systems)の整備を検討する。</p>
<p>(5) E T C 2.0 の展開 (東海総合通信局) (中部地方整備局) (中日本高速道路株)</p>	<p>E T C の通信技術をベースとしたE T C 2.0 サービスの普及・促進を官民一体となって展開していく。E T C 2.0 対応カーナビ及びE T C 2.0 車載器により、E T C に加え、渋滞回避支援、安全運転支援、災害時の支援といった情報提供サービスを提供する。また、E T C 2.0 から得られる経路情報を活用した新たなサービスとして、渋滞等を迂回する経路を走行したドライバーを優遇する措置や商用車の運行管理支援などを今後展開する。</p>
<p>(6) 道路運送事業にかかる高度情報化の推進 (静岡運輸支局)</p>	<p>環境に配慮した安全で円滑な自動車の運行を実現するため、道路運送事業においてI T S 技術を活用し、公共交通機関の利用促進や物流の効率化を進める。</p>

10 交通需要マネジメントの推進

事業概要	事業内容
<p>(1) 公共交通機関利用の促進 (中部地方整備局) (県:地域交通課)</p>	<p>高齢者など交通弱者の移動手段としてだけでなく交通渋滞の緩和や環境負荷の低減、高齢者の事故防止の観点から、公共交通機関の重要性が高まっていることから、地域住民の日常生活に不可欠なバス路線の維持や利用促進を図るとともに、ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの導入、鉄道駅のバリアフリー化など、鉄道やバス等の利便性向上を図り、公共交通機関の利用を促進する。</p> <p>ア 広域的・幹線的な生活交通路線の維持のため、乗合バス事業者の運行費等に対し助成する。</p> <p>イ 過疎地域等の不採算路線の維持や自主運行バス事業を行う市町に対し助成する。</p> <p>ウ デマンド運行や自家用有償運送などの地域の実情に適した運行形態の導入を進める。</p> <p>エ 乗合バス事業者の超低床ノンステップバスの導入を支援する市町に対し助成する。</p> <p>オ 鉄道駅へのエレベーターやエスカレーターを設置など、「鉄道駅ユニバーサルデザイン施設整備事業」を行う鉄道事業者に補助する市町に対し助成する。</p>

事業概要	事業内容
(中部地方整備局) (静岡運輸支局)	<p>依然として厳しい道路交通渋滞を緩和し、道路交通の円滑化を図ることによる交通安全の推進に資するため、広報・啓発活動を積極的に行うなど、TDMの定着・推進を図る。具体的には、バイパス・環状道路の整備や交差点の改良等の交通容量の拡大策、交通管制の高度化等に加えて、パークアンドライドの推進、情報提供の充実、時差通勤・通学、フレックスタイム制の導入等により、道路利用の仕方に工夫を求め、輸送効率の向上や交通量の時間的・空間的平準化を推進する。</p> <p>カ 公共交通機関利用の促進</p> <p>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく地域公共交通網形成計画の策定を推進し、持続可能な地域公共交通網の再構築を進めるなど、公共交通機関利用の促進を図る。</p> <p>また、鉄道、バス等の公共交通機関の確保・維持・改善を図るための施策を推進することにより、利用を促進し、公共交通機関への転換による円滑な道路交通の実現を図る。</p> <p>具体的には、バス事業者と関係機関との連携によるバス専用・優先レーン規制の一般車両への周知活動、高校生の利用促進を目的としてすべての新高校生へのリーフレットの配布活動を推進していく。</p> <p>さらに、鉄道・バス事業者による運行頻度・運行時間の見直し、乗り継ぎ改善等によるシームレスな公共交通の実現を図ることなどにより、利用者の利便性の向上を図る。</p> <p>キ 自動車利用の効率化</p> <p>貨物自動車の積載率の向上等により効率的な自動車利用等を推進するため、共同配送システムの構築等による物流の効率化等の促進を図る。</p>
(2) 自動車利用の効率化 (静岡運輸支局)	<p>効率的な自動車利用等を推進するため、共同配送システムの構築等による物流の効率化等の促進を図る。</p>
1 1 災害に備えた道路交通環境の整備	
事業概要	事業内容
(1) 災害に備えた道路の整備 (中部地方整備局) (県:道路企画課) (県:道路整備課) (県:道路保全課) (静岡市) (浜松市) (中日本高速道路株)	<p>ア 地震、豪雨、津波等による災害に備え、安全性、信頼性の高い道路交通を確保するため、高規格幹線道路の未整備区間の整備を推進し、道路構造物の補強等による耐震性の向上を図るとともに、道路交通の危険箇所について落石防止等の施設を整備するなど、各種防災対策を推進する。</p> <p>イ 地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送路上にある橋梁の耐震対策を推進する。</p> <p>また、地震・津波等の災害発生時に、避難場所等となる「道の駅」について、防災拠点としての活用を図る。</p>

事業概要	事業内容
<p>(2) 災害に強い交通安全施設等の整備 (中部地方整備局) (県:道路保全課) (警察:交通規制課) (静岡市) (浜松市)</p>	<p>ア 地震、豪雨、豪雪、津波等の災害が発生した場合においても安全で円滑な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板等の交通安全施設の整備を推進するとともに、通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に実施するための道路災害の監視システムの開発・導入や交通規制資機材の整備を推進する。あわせて、災害発生時の停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備を推進する。</p> <p>また、オンライン接続により静岡県警察の交通管制センターから詳細な交通情報をリアルタイムで警察庁に収集し、広域的な交通管理に活用する「広域交通管制システム」の的確な運用を推進する。</p> <p>イ 災害による停電にともなう信号機の減灯対策として、信号用電源付加装置の整備を推進する。</p>
<p>(3) 災害発生時における交通規制 (中部地方整備局) (県:道路保全課) (警察:交通規制課) (静岡市) (浜松市)</p>	<p>地震、豪雨、津波等による災害発生時に、道路の通行が危険であると認められる場合は、道路利用者等の安全を確保するため、関係機関と密接な連携の下に有効かつ適切な交通規制を実施する。</p> <p>また、交通混乱を防止し、応急対策のための緊急交通路の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供を行うため、各種メディア等を活用して道路・交通に関する災害情報等の提供を推進する。</p> <p>「静岡県道路通行規制情報管理提供システム」等により、中部地方整備局、静岡県、静岡市、浜松市、県道路公社が連携して県内道路の規制情報等をインターネット及び携帯電話を活用し情報発信していく。</p>
<p>(4) 災害発生時における情報提供の充実 (中部地方整備局) (県:道路保全課) (警察:交通規制課) (静岡市) (浜松市)</p>	<p>災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路、緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等に対する道路交通情報の提供等に資するため、地震計、交通監視カメラ、車両感知器、道路交通情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インターネット等を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進する。</p> <p>また、民間事業者が保有するプローブ情報を活用しつつ、災害時に交通情報を提供するための環境の整備を推進する。</p>

1 2 総合的な駐車対策の推進	
事業概要	事業内容
(1) きめ細かな駐車規制の推進 (警察:交通規制課)	<p>ア 自動車保管場所確保の徹底 自動車の保管場所の確保及び適用地域での軽自動車の届出について広報を行い、保管場所を確保していない車両の所有者に対しては、保管場所を確保するよう指導を行う。</p> <p>イ 交通実態の変化等に即した交通規制の推進 交通実態の変化等に即した駐車秩序を確立するため、時間、曜日、季節等による交通流・量の変化の時間的視点と道路の区間ごとの交通環境や道路の構造の特性等の場所的視点の両面から現行規制の見直しを行う。</p> <p>ウ 高齢運転者等専用駐車区間制度の定着化に向けた広報等の推進 高齢運転者等専用駐車区間のより一層の定着化を図るため、高齢運転者等標章の円滑な交付及び同制度に対する広報啓発を推進する。</p>
(2) 違法駐車対策の推進 (警察:交通指導課) (警察:交通規制課)	<p>ア 違法駐車抑止システムの活用 違法駐車車両による交通渋滞や交通事故の発生が見られることから、迷惑性、危険性の高い都市部の主要交差点に設置してある交通流監視カメラとスピーカーを活用し、違法駐車車両の抑制・排除を図る。</p> <p>イ 違法駐車に対する積極的な指導取締りの推進 悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点指向し、住民の要望や110番通報内容を検証するなど、地域実態に即した取締りを推進する。</p> <p>ウ 使用者及び運転者の責任追及の徹底 常習的な違反等悪質な駐車違反については、運転者の責任追及を徹底するとともに、使用者に対する使用制限命令の積極的な活用を図るなど、使用者に対する責任の追及を徹底する。</p>

事業概要	事業内容
(3) 駐車場等の整備 (中部地方整備局) (県:都市計画課)	<p>ア 駐車場整備の促進</p> <p>都市の中心部では、駐車場不足による駐車待ち車両やうろつき交通が多く、これらが引き起こす交通混雑、交通事故、商業活動への支障等が都市活動に多大な影響を与えている。</p> <p>このようなことから、駐車空間確保等の駐車場対策が急務となっている都市については、総合的・計画的な施策を進め、駐車場整備を促進する。</p> <p>【駐車場整備状況 (H28. 3. 31 現在)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場整備地区決定都市(駐車場法第3条、都市計画法第8条) <ul style="list-style-type: none"> 静岡市 530.0ha 浜松市 145.0ha ・ 駐車場附置義務条例制定都市(駐車場法第20条) <ul style="list-style-type: none"> 静岡市、浜松市、沼津市、掛川市 ・ 都市計画駐車場(都市計画法第11条) <ul style="list-style-type: none"> 12箇所 3,423台 (うち 12箇所 2,690台供用中) ・ 届出駐車場(駐車場法第12条) <ul style="list-style-type: none"> 363箇所 65,579台 ・ 附置義務駐車場(駐車場法第20条) <ul style="list-style-type: none"> 616箇所 39,693台
(県:地域産業課)	<p>イ 商業施設における駐車場の整備</p> <p>大型店の立地に当たっては、大規模小売店舗立地法に基づき、必要駐車台数を確保するよう設置者を指導する。</p> <p>また、ソフト事業と連動して商店街等が行う街路灯や駐車場システム等の整備については、事業を補助する市町に対し助成する。</p>
(4) 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚 (中部地方整備局) (警察:交通指導課) (静岡市) (浜松市)	<p>ア 違法駐車締め出し気運の醸成</p> <p>違法駐車の排除及び自動車の保管場所の確保等に関して、広報・啓発活動を行うとともに、道路管理者、交通関係機関・団体、地域住民等と協働して違法駐車締め出し気運の醸成と高揚を図る。</p> <p>イ 資料の提供・講習時等における広報啓発</p> <p>各種講習会や広報媒体を通じ、県民に対して、違法駐車の危険性・迷惑性、違法駐車に起因する交通事故実態、交通渋滞状況等を広報・啓発し、違法駐車の締め出しを図る。</p>

事業概要	事業内容
(5) ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進 (警察:交通規制課)	必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域住民等の意見要望を十分に踏まえた上で、道路環境、交通量、駐車需要等に応じたきめ細かな駐車規制を推進するとともに、違法駐車取締り、積極的な広報・啓発活動等ソフト・ハード一体となった総合的な駐車対策を推進する。
1 3 道路交通情報の充実	
事業概要	事業内容
(1) 情報収集・提供体制の充実 (東海総合通信局) (中部地方整備局) (県:道路企画課) (県:道路保全課) (警察:交通規制課)	道路利用者に対し、必要な道路交通情報を提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保する。また、新たな情報技術を活用しつつ、光ビーコン、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板等の活用による情報収集・提供体制の充実を図る。
(2) ITSを活用した道路交通情報の高度化 (東海総合通信局) (中部地方整備局) (警察:交通規制課)	安全で円滑な道路交通を確保するため、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するVICSの整備・拡充を推進するとともに、詳細な道路交通情報の収集・提供のため、光ビーコン等のインフラの整備を推進する。また、高度化された交通管制センターを中心に、個々の車両等との双方向通信が可能な光ビーコンを媒体とし、高度な交通情報提供等を行うことにより交通の安全及び快適性を確保しようとするUTMSの構想に基づき、システムの充実を図る。
(3) 適正な道路交通情報提供事業の促進 (中部地方整備局) (県:道路保全課) (警察:交通規制課)	ア 交通情報を提供する際に事業者が遵守すべき事項を定めた交通情報提供に関する指針(平成14年国家公安委員会告示第12号)に基づき、事業者に対する指導・監督を行い、交通情報提供事業の適正化を図ること等により、民間事業者による正確かつ適切な道路交通情報の提供を促進する。 イ 民間事業者の道路交通情報を利用しようとする際には、道路交通法に基づき国家公安委員会に特定道路交通情報提供事業者として届出されているか確認を行うとともに、情報提供の方法について適切に指導する。

事業概要	事業内容
(4) 分かりやすい道路交通環境の確保 (中部地方整備局) (県:道路保全課) (警察:交通規制課)	<p>ア 時間別・車種別等の交通規制の実効を図るための視認性・耐久性に優れた大型固定標識及び路側可変標識の整備並びに利用者のニーズに即した系統的で分かりやすい案内標識の整備を推進する。</p> <p>また主要な幹線道路の交差点及び交差点付近において、ルート番号等を用いた案内標識の設置の推進、案内標識の英語表記改善の推進等により、国際化の進展への対応に努める。</p> <p>イ 統一性と連続性を確保した案内標識の設置を推進するとともに、拡大文字による統一した英字の併記や多言語化の実施等により、国際化への対応に努める。</p> <p>ウ 時間別・車種別等の交通規制の実行を図るための視認性・耐久性に優れた高輝度標識の整備を推進する。</p>

1 4 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

事業概要	事業内容
(1) 道路の使用及び占用の適正化等 (中部地方整備局) (県:道路保全課) (警察:交通規制課) (静岡市) (浜松市)	<p>ア 道路の占(使)用の抑制</p> <p>道路の占(使)用については、公共性を有するものその他やむを得ないものを除き極力これを抑制する。</p> <p>また、道路における車両の駐車及び交通の規制並びに道路使用等についての照会、相談等の業務に適切に対応する。</p> <p>イ 不法占(使)用物件の排除等</p> <p>道路本来の機能を害し、かつ歩行者、自転車等の安全通行、その他一般交通の安全と円滑を阻害している不法占(使)用物件については、パトロール等を強化して指導取締りを行うほか、交通安全運動等機会あるごとに関係機関・団体と協力した集中取締りを行い、歩行者、自転車が安心して通行できる交通環境の確保に努める。</p> <p>ウ 道路の掘り返し工事の規制等</p> <p>道路の掘削を伴う工事については、掘り返し工事による事故の防止と交通の安全と円滑を確保するため、関係機関と緊密な連絡を保ちながら、施工業者に対し工事期間を短縮させる等の指導監督を徹底する。</p> <p>エ 道路使用許可行為に対する現地調査</p> <p>国道、県道等の幹線道路における道路工事、作業等の道路使用許可行為については、現地調査を実施し、適正な道路使用に努める。</p>

事業概要	事業内容
<p>(2) 休憩施設等の整備の推進 (中部地方整備局) (県:道路企画課) (静岡市) (浜松市)</p>	<p>過労運転に伴う事故防止や近年の高齢運転者等の増加に対応して、幹線道路上の適切な位置に「道の駅」などの休憩施設等の整備を推進する。</p>
<p>(3) 子供の遊び場等の確保 (県:公園緑地課)</p>	<p>ア 公園等の整備 子供たちが安全で快適に遊ぶことができる、緑豊かな優れた都市環境を形成するため、住区基幹公園や都市基幹公園などの都市公園等の整備を推進する。</p>
<p>(県:こども未来課)</p>	<p>イ 児童館、児童遊園等の整備 地域において、児童の安全な遊び場の確保と交通事故等の危険から守るため、児童やその保護者が安心して遊ぶことができる児童館(児童センター)及び児童遊園等の整備について市町に対して助言・支援する。</p>
<p>(県:河川海岸整備課)</p>	<p>ウ 河川空間等の利用 河川空間は、本来、洪水時に水害が起こらないように、地域に住む人々の生命や財産を安全に守るという治水・利水の機能を有しているため、この機能を損なわない範囲で、地域の人々や子供たちが、集い、遊ぶことのできる河川公園、緑地帯、遊歩道等の整備を行う。</p>
<p>(教育:社会教育課)</p>	<p>エ 学校の施設開放 平日の帰宅後、休日及び長期休業中に、子供たちの安全な遊び場を確保し、交通事故等の危険から守るため、公立小学校等に対し、学校教育に支障のない範囲における施設開放について働きかける。</p>

事業概要	事業内容
<p>(4) 道路法に基づく通行の禁止又は制限 (中部地方整備局) (県:道路保全課) (警察:交通規制課) (静岡市) (浜松市)</p>	<p>ア 特殊車両の通行制限 道路の構造を保全し交通の危険を防止するため、車両制限令(昭和36年政令第265号)に基づき、同令第3条に規定する一般的制限値を超える特殊車両の通行許可を実施している。 また、道路交通法に基づき制限外積載(けん引)となる場合には、通行経路の安全や積載方法を確認して許可を実施している。 申請者の便宜を図るため、一元的処理制度により通行許可を実施しているが、その運用に当たっては厳正を期するとともに、迅速かつ的確な処理を行う。</p> <p>イ 特殊車両の指導取締り 道路を通行する車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径が一般的な制限値を超え、通行許可を取得していない車両に対し、現地指導取締りを実施する。 また、特殊車両の自動取締り装置の整備推進策について検討を行う。</p> <p>ウ 異常気象時における通行規制 豪雨、地震等の異常気象時において、道路の通行が危険であると認められる場合は、「異常気象時における道路通行規制要綱」等の定めるところにより、関係機関と密接な連携のもとに有効かつ適切な通行規制を実施し、安全で円滑な交通を確保する。</p>
<p>(5) 地域に応じた安全の確保 (中部地方整備局) (県:道路整備課)</p>	<p>地域のニーズや道路の利用実態、交通流の実態等を把握し、その特性に応じた道路交通環境の整備を継続して行う。</p>

第2節 交通安全思想の普及徹底

1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

事業概要	事業内容
<p>(1) 幼児に対する交通安全教育の推進</p> <p>(県:私学振興課)</p> <p>(県:こども未来課)</p> <p>(教育:義務教育課)</p> <p>(教育:健康体育課)</p>	<p>ア 幼稚園、保育所、認定こども園、児童館等における交通安全教育</p> <p>必要に応じ、幼稚園、保育所、認定こども園に対し、年間指導計画に交通安全教育を組み込み、これに基づいて具体的な指導の徹底を図るよう要請する。</p> <p>また、保護者に交通安全に関する指導を実施し、チャイルドシートの着用の必要性和着用効果に関する正しい知識を深めることなど、家庭における交通安全教育を推進するよう助言する。</p> <p>なお、児童館や放課後児童クラブに対し、地域の実態に応じた交通安全教育に努めるよう助言する。</p>
<p>(県:くらし交通安全課)</p>	<p>イ 幼児交通安全クラブ等における交通安全教育</p> <p>家庭、幼稚園、保育所、認定こども園、地域が一体となった交通安全活動を推進するため、保護者の参加を中心とした「幼児交通安全指導者研修会」の開催や資料(情報)の提供、指導・助言等を行い、交通安全意識の啓発と指導者の育成を図る。</p> <p>また、市町交通安全母の会などの交通安全ボランティア団体との連携を強化し、地域ぐるみ、家庭ぐるみの交通安全活動の推進を図る。</p>

事業概要	事業内容
<p>(2) 小学生に対する交通安全教育の推進</p> <p>(3) 中学生に対する交通安全教育の推進</p> <p>(4) 高校生に対する交通安全教育の推進</p> <p>(県:私学振興課)</p> <p>(教育:義務教育課)</p> <p>(教育:高校教育課)</p> <p>(教育:特別支援教育課)</p> <p>(教育:健康体育課)</p>	<p>ア 学校における交通安全教育</p> <p>小・中・高等学校の交通安全教育は、児童生徒に、「自他の生命の尊重」と、「他者への思いやり」という基本的理念を定着させ、心身の発達段階や地域の実情に応じて、身近な交通環境における様々な危険に自ら気付いて、的確な判断の下に安全に行動できる能力・態度を養い、将来においても、健全な社会人として行動できるような人間を育成することにある。</p> <p>そのために、学校における交通安全教育を教育活動全体を通じて計画的・組織的に取り組むとともに、家庭・地域や関係機関・団体等との連携・協力を図りながら効果的に推進する。</p> <p>(ア) 指導体制の確立</p> <p>学校において、交通安全指導推進委員会、児童会・生徒会の交通安全委員会、PTA交通安全対策委員会等を設置し、学校・家庭・地域をあげて組織的活動をするための体制が確立できるよう指導・要請していく。</p> <p>(イ) 高校生による交通安全に関する協議会の開催</p> <p>高校生が主体となり、各地域において各校の情報交換や交通安全についての協議をしたり、登下校時等の交通安全啓発運動を実施するなどして、各校における交通事故防止のための取組を充実させるとともに、「自分の命は自分で守る」という意識の向上と交通安全教育に生徒の意見を反映させる。</p> <p>(ウ) 計画的指導の徹底</p> <p>学校において、児童生徒や学校・家庭・地域の交通に関する実態、事故の特徴等を踏まえて、児童生徒の発達段階に応じた自校の「交通安全に関する年間指導計画」を作成し、これに基づいて交通安全に関する諸活動を効率的・有機的な関連をもって計画的に取り組むよう指導・要請していく。</p> <p>a 学級活動、ホームルーム活動、学校行事等の特別活動、体育・保健、社会・公民等の教科、道徳、総合的な学習の時間等において、安全教育の推進が図られるよう指導・要請していく。</p> <p>b 「平成 29 年度交通安全運動基本方針(静岡県交通安全対策協議会策定)」に基づき、学校として交通安全運動実施計画を作成し、全国や県規模の運動に呼応する交通安全運動を自校の「学校安全計画」に位置付けて実施するよう指導・要請していく。</p> <p>c 児童生徒の交通安全意識、モラルの高揚と交通規則遵守の習慣化を図り、交通事故ゼロを目指した「交通事故ゼロ達成運動」を県・県警及び関係機関・団体等と連携して年 4 回、春・夏・秋・年末の交通安全運動に合わせて実施する。</p>

事業概要	事業内容
(県：くらし交通安全課) (教育：義務教育課) (教育：健康体育課)	d 「交通安全リーダーと語る会」の開催 小学校高学年児童(主として6年生)を交通安全リーダーに指名し、下級生の模範となるよう指導育成を図るとともに、学校と保護者、地域関係者が一体となって交通事故防止活動を効果的に推進するために「交通安全リーダーと語る会」を開催する。
(県：私学振興課) (教育：義務教育課) (教育：高校教育課) (教育：特別支援教育課) (教育：健康体育課)	e 自転車の安全走行指導の強化 小・中・高等学校の重点指導項目とし「自転車の安全な利用の仕方」、「走行時等の交通規則の遵守」、「マナーの向上」等の指導を関係機関と連携し徹底を図る。特に、交差点における一時停止・安全確認等について指導・要請をしていく。 また、「時差登校」を推進し、特に登下校時の自転車の安全走行指導の充実・強化を図るよう指導・要請していく。
(県：私学振興課) (教育：高校教育課) (教育：健康体育課) (警察：交通企画課)	f 高校生の安全な自転車利用に関する学校警察連携制度の活用 高校生の自転車事故防止対策の一環として、警察、教育委員会、私学協会が連携し、学校警察連携制度を効果的に活用した交通安全教育を推進する。
(教育：健康体育課) (教育：高校教育課) (警察：交通企画課)	g 自転車安全運転体験講習の実施 自転車事故発生比率の高い高校生を対象に、実車を利用した参加・体験・実践型の交通安全講習会を開催して、高校生の交通安全意識高揚を図る。
(県：くらし交通安全課) (教育：義務教育課) (教育：健康体育課) (警察：交通企画課)	h 自転車免許制度の実施 本格的な交通社会の一員となる前の小学校4年生を対象に、自転車免許制度に基づく交通安全教育を行い、自転車の交通ルールを体得させ、交通安全意識の高揚を図る。
(県：くらし交通安全課) (教育：義務教育課) (教育：高校教育課) (教育：健康体育課)	(イ) 交通安全資料等を活用した教育の推進 a 「中学生・高校生の自転車マナー向上のための副読本」の活用 県内の中学1年生及び高校1年生を対象として、自転車の交通ルールとマナーに関する副読本を活用し、全校集会、学年集会又はホームルーム活動などにおいて交通安全指導を実施する。

事業概要	事業内容
(教育:高校教育課) (教育:義務教育課) (教育:特別支援教育課) (教育:健康体育課)	b 「ステップアップ交通安全教材」の活用 小・中・高校生の発達段階に応じた教材を活用し、体系的・系統的・継続的な交通安全教育を展開する。 c 「高校生自転車通学路危険箇所マップ」の活用 高校生の自転車通学路における危険箇所を、写真と解説を付けて教育委員会のホームページのマップ上に明示し、危険を予測し回避する力を高めるとともに、自転車事故の削減を図る。 (オ) 指導者の資質の向上 交通安全担当教員を対象に、「交通安全教育指導者研修会」を開催し、交通安全指導内容・方法・実技等を研修し、指導力の向上を図る。
(教育:高校教育課) (教育:健康体育課)	(カ) 高校生の運転免許に係る指導の徹底 a 二輪車の利用について 保護者からの強い要請もあり、自他の生命の尊重及び非行防止の立場から「取らない」「買わない」「乗らない」の三ない運動を原則的に支持しているが、全国PTA連合会大会で三ない運動について5年毎に見直しを行っているため、その結果や学校の実情を踏まえて判断する。また、通学・勤労等で必要な生徒には、保護者からの届出と校長の許可により運転免許取得を許可し、二輪車を利用させている。 b 運転免許取得許可について 就職等に関連して免許取得を許可する場合は、学校ごとの許可条件に従い、事故防止の指導の徹底を図る。 c 高校生に対する二輪車グッドマナー講習会 定時制及び全日制の二輪車通学者を対象に、専門家による運転技術指導を受けさせることにより、知識・技能・マナーの向上を図る。
(県:こども未来課)	イ 子ども会、地域組織(母親クラブ等)など、地域における児童健全育成組織による交通安全活動 子ども会に対し、県子ども会連合会における安全指導委員会を通じ、各市町子ども会連合会や単位子ども会における交通安全指導活動の普及を推進するよう助言する。 地域組織(母親クラブ等)に対し、県地域活動連絡協議会や単位クラブによる通学路の危険箇所の点検、小学校新入生、お年寄り等へ交通安全マスコット人形の配布、交通安全パレード等への協力を行うよう助言する。 ウ 少年団体における交通安全教育 (ア) 子ども会 各市町子ども会連合会に対し、各地域で行われる交通安全行事に協力し、交通安全ポスター大会、交通安全パレード等へ協力するよう助言する。

事業概要	事業内容
(教育:社会教育課)	<p>(イ) ボーイスカウト・ガールスカウト 活動プログラムに交通安全や交通安全啓発活動を積極的に取り入れ、交通安全に対する各自の意識の高揚と地域に貢献できる人づくりに努める。</p>
(県:私学振興課) (教育:義務教育課) (教育:高校教育課) (教育:特別支援教育課) (教育:健康体育課)	<p>エ 学校等における交通安全対策 各学校等は、児童生徒についての交通安全に関する年間指導計画を立て、適切な安全対策・安全指導を行う。 実施に際しては、予め各関係方面にその計画を連絡し、資料の提供を受けるなどの指導、助言、援助を求めていく。</p>
(県:くらし交通安全課) (県:私学振興課) (教育:健康体育課)	<p>オ 生命 (いのち) のメッセージ展の開催 交通死亡事故等により、命を落とした方の等身大のパネルと遺品の靴、家族からのメッセージ等を添えたオブジェを展示する生命 (いのち) のメッセージ展を、文化祭等を活用し、高等学校 10 校程度で開催する。</p>

事業概要	事業内容
<p>(5) 成人に対する交通安全教育の推進 (県：くらし交通安全課) (警察：交通企画課)</p>	<p>ア 運転免許取得時の教育 運転免許取得時の教育は、自動車教習所における教習が中心となることから、教習水準の一層の向上に努める。</p> <p>イ 運転者に対する交通安全教育の推進</p> <p>(ア) 「おもいやり ありがとう」の実践 交通法規を遵守させ、自転車を含む全ての運転者が高齢者をはじめとする歩行者等に対する「おもいやり」のある運転を励行させるための広報啓発活動を推進する。</p> <p>(イ) 交通安全意識の向上 地域・職場等において安全運転の重要性を具体的に教える講習会を開催し、歩行者及び自転車の保護、交差点における一時停止、安全確認の徹底、著しい速度超過、飲酒運転など死亡事故に直結する悪質・危険な運転等の防止を盛り込んだ実践的な交通安全教育を推進する。</p> <p>(ロ) 歩行者事故防止対策の推進 夕暮れ時から夜間における歩行者の交通事故を防止するため、自発光式反射材等の着用や早めのライト点灯を呼び掛ける「ピカッと作戦！」を推進する。</p> <p>(ハ) 飲酒運転根絶気運の醸成 関係機関・団体と連携して飲酒運転の悪質性・危険性、飲酒運転による交通事故の実態・悲惨さの周知、ハンドルキーパー運動の普及を図るための広報啓発活動を推進する。</p> <p>(ニ) シートベルト・チャイルドシート着用の推進 全ての座席におけるシートベルト着用及びチャイルドシートの正しい使用を図るため、関係機関・団体と連携し、シートベルトの着用効果や後部座席乗員が非着用の場合の危険性、チャイルドシートの使用効果・正しい使用方法に関する広報啓発活動を推進し、被害軽減対策の充実を図る。</p> <p>(ホ) チャイルドシート使用徹底のための指導者養成 幼児交通安全クラブ、市町交通安全母の会等の交通安全ボランティア向け研修会等を通じて、子供を守るチャイルドシートの正しい装着、使用方法を普及・徹底させるための指導者を養成する。</p>
<p>(県：くらし交通安全課) (警察：交通企画課)</p>	<p>ウ 地域における交通安全教育の推進 交通安全意識の高揚を図るため、交通関係機関・団体と連携し、地域の交通実態に即した地域ぐるみの交通安全活動を促進する。</p>
<p>(警察：交通企画課)</p>	<p>エ 企業等における交通安全教育の推進 社会人として必要な交通安全意識の高揚を図るため、社員教育等の機会を捉えて交通安全教育機器等を活用した参加・体験・実践型交通安全講習の開催を積極的に推進する。</p>

事業概要	事業内容
(教育:社会教育課)	<p>オ 青年団体に対する啓発</p> <p>各青年団体に対して、交通安全活動や地域の運動への積極的な参加について啓発を図る。また、日々の活動や生活においても地域のリーダーとしての自覚を持ち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を心掛けるよう意識の啓発を図る。</p>
(教育:社会教育課)	<p>カ PTAに対する啓発</p> <p>静岡県国公立幼稚園・認定こども園PTA連絡協議会、県PTA連絡協議会、県公立高等学校PTA連合会のそれぞれの研修会等を通じて、家族ぐるみ・地域ぐるみの交通安全対策について啓発するとともに、各PTA組織・会員の交通安全意識の高揚を図る。</p>
<p>(6) 高齢者に対する交通安全教育の推進</p> <p>(県:くらし交通安全課)</p> <p>(警察:交通企画課)</p>	<p>ア 高齢者の交通安全対策の推進</p> <p>高齢者の交通事故を防止するため、全ての道路利用者に「明るく・目立て・光れ」をキャッチフレーズに、歩行者は「自発光式反射材」等の着用、自転車は「早めのライトオン」の実践と「自発光式反射材」等の着用、運転者は「早めのライトオン」の実践を促す「ピカッと作戦！」を推進する。</p> <p>また、高齢者自身の身体機能の変化に応じた安全行動を周知するとともに、高齢運転者に対して夜間や悪天候、体調不良や高速道路での運転などを控えるよう、段階的な運転自粛を関係機関と連携して呼びかける。</p> <p>さらに、事故分析・道路現況・高齢者の特性等の実態調査に基づき、関係機関・団体と連携・協働した交通安全対策を推進する。</p>
(県:長寿政策課)	<p>イ 交通安全推進事業の実施</p> <p>(7) 老人クラブ交通安全推進員による交通安全教育</p> <p>市町老人クラブ連合会が、単位老人クラブ毎に1名配置する「単位老人クラブ交通安全推進員」を中心に、県老人クラブ連合会と連携して、老人クラブ会員の交通安全教育を推進する。</p>
(警察:交通企画課)	<p>(4) 「交通安全教育指針」による交通安全教育の推進</p> <p>「交通安全教育指針」を活用した効果的な交通安全教育を推進する。</p> <p>(7) 参加・体験・実践型交通安全教育の推進</p> <p>交通安全教育機器等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。</p> <p>また、交通安全体験車を活用した出前型の参加・体験・実践型の交通教室を開催する。</p> <p>(8) 自転車安全運転体験講習の実施</p> <p>自転車事故において致死率の高い高齢者を対象に、実車を利用した参加・体験・実践型の交通安全講習会を開催して、高齢者の交通安全意識の高揚を図る。</p>

事業概要	事業内容
(県：くらし交通安全課) (警察：交通企画課)	<p>(イ) 高齢者関連施設等と連携した交通安全教育 高年齢者関連施設及び医療関連施設など、高年齢者が利用する施設の管理者等と連携し、同施設の来所者に対する一口広報を実施する。 またホームヘルパー等による高年齢者向け介護業務を通じて交通安全等の広報啓発を実施する。</p>
(県：くらし交通安全課)	<p>(ロ) 高齢者交通安全情報の発信 警察から提供された高年齢者の死亡事故等の状況や交通安全に関する情報を、ファクシミリネットワークにより高年齢者関連団体等へ提供することにより、高年齢者自身の交通事故防止に対する意識を高め、高年齢者事故の再発防止を図る。</p> <p>(ハ) 高齢運転者標識の普及促進 高年齢運転者の自覚を促すとともに、周囲の運転者の思いやり運転を促すため、高年齢運転者標識の普及を図る。</p> <p>(ニ) 夕暮れ時歩行者事故等防止対策事業の実施 交通事故が増加する夕暮れ時に、自動車の視認性を高めることで歩行者事故を防止する早めのライトオンについて、視聴覚教材、ポスター、ステッカーなどによる広報啓発活動を推進する。</p> <p>(ホ) 危険予知トレーニングの実施 高年齢運転者等を対象に、実際の運転に近い動画を使用して、認知、判断を伴う危険予測技術を高めるトレーニングを行う。</p>
(警察：交通企画課)	<p>ウ 自発光式反射材等の着用の推進 自発光式反射材等の視認効果、使用方法について理解を深めるため、夜間照射実験等を取り入れた交通安全教室の開催、街頭活動、訪問指導等あらゆる機会を通じて、自発光式反射材等の着用推進を図る。特に夕暮れ時から夜間にかけての高年齢歩行者の交通事故を防止するため、「明るく・目立て・光れ」をキャッチフレーズに、関係機関・団体と連携して広報啓発活動を推進する。</p> <p>エ 各種行事の機会を活用した交通安全教育 関係機関・団体等と連携し、多数が参加する各種行事等の機会を利用した交通安全教育の推進を図る。指導に際しては、事故実態を踏まえ、道路における通行方法、自発光式反射材等の着用について、具体的な指導を行う。</p>
(県：くらし交通安全課) (警察：交通企画課)	<p>オ 電動車いす等利用者に対する交通安全教育 電動車いすや歩行補助車を利用する高年齢者が、安全で正しい操作方法や交通ルールを習得できるよう、販売店等と連携して講習会等を開催する。</p>

事業概要	事業内容
(7) 障害者に対する交通安全教育の推進 (県:障害者政策課)	ア 障害のある人への交通安全教育 (ア) 身体障害者自動車安全運転教室を開催し、安全運転に対する知識と技能を深めるとともに、運転マナーを向上する。 (イ) 障害者福祉関係団体や施設の職員、相談員等の研修会等で障害のある人への交通安全指導について啓発する。 (ウ) 施設等で交通安全教室を開催し、日常生活において障害のある人への交通安全教育を実施する。 イ 県民の理解 交差点等で気軽に障害のある人への手助けができるよう、障害者週間等あらゆる機会を利用して県民に啓発し、さまざまな交流やふれあいの中で、相互理解を深める。
(8) 外国人に対する交通安全教育の推進 (県:くらし交通安全課) (警察:交通企画課)	ア 外国人に対して、本邦の交通ルールを正しく周知し、交通安全の実践を促進するため、「外国人向け交通安全ハンドブック」を作成する。 イ 県内に在住・就労する外国人を対象とした交通ルール・マナーに関する講習会や自転車の乗り方教室を開催するほか、外国語の広報紙等による交通安全の周知・啓発に努める ウ 外国人交通安全教育指導員を外国人学校、外国人を雇用する事業所等に派遣して、外国人に対する交通安全教育を行い、外国人に本邦の交通ルールを周知させるとともに交通事故防止意識の高揚を図る。

2 効果的な交通安全教育の推進

事業概要	事業内容
(県:くらし交通安全課) (警察:交通企画課)	自転車利用については、交通社会の一員として、自己の安全と他の交通や社会の安全に貢献できる健全な社会人を育成する観点から、自転車教室の計画的開催と「自転車安全利用五則」を活用した安全教育を推進する。 また、スケアード・ストレイト教育技法を取り入れた交通安全教室を開催し、自転車の安全利用に関する意識の向上による交通事故防止を図る。 ※ スケアード・ストレイト教育技法： 怖い思い、ヒヤッとする体験を通じて啓発効果を高める教育技法で、具体的には、スタントマンによるリアルな交通事故再現という手法を取り入れたもの

3 交通安全に関する普及啓発活動の推進

事業概要	事業内容										
<p>(1) 交通安全運動の推進 ～あなたが主役の交通安全県民運動～ (県：くらし交通安全課)</p>	<p>県民一人ひとりが自らの交通安全に関する意識について見直し、「おもいやり ありがとう」を理念とした「人優先」の交通安全思想を基に、交通ルールの遵守と交通マナーの実践に努め、交通事故防止に努めることが大切である。</p> <p>このため、県、警察、県教委、市町、関係機関・団体及び県民が連携・協働して、県民一人ひとりの交通安全意識向上と自発的活動の促進、教育機会の拡大・充実を図り、県民総ぐるみによる活力ある運動を展開する。</p> <p>ア スローガン ～安全を つなげて広げて 事故ゼロへ～</p> <p>イ 推進期間 本運動は、平成 28 年度からの 5 か年間の運動とする。</p> <p>ウ 目標</p> <p>(ア) 交通事故死者数 平成 32 年末までに、年間 100 人以下の達成を目指す。</p> <p>(イ) 人身事故発生件数 平成 32 年末までに、年間 30,000 件以下の達成を目指す。</p> <p>エ 重点推進項目 運動を効果的に進めるため、重点推進項目を設定し、焦点を絞り集中的に運動を推進する。</p> <p>なお、重点推進項目等以外においても、地域ごとの交通実態や情勢に応じた運動を展開する。</p> <p>(ア) 高齢者と子供の交通事故防止 (イ) 歩行者の交通事故防止 (ウ) 自転車の交通事故防止 (エ) 追突・出会い頭の交通事故防止 (オ) 飲酒運転の根絶</p> <p>年間の重点推進項目、交通事故実態に応じた県下統一の重点及び地域の実情に即した重点を掲げ、効果的に推進する。</p> <p>* 実施重点は、運動実施のおおむね 2 か月前までに定める。</p> <table border="1" data-bbox="421 1675 1407 1955"> <thead> <tr> <th>運動名</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>春の全国交通安全運動</td> <td>4 月 6 日(木) ～ 4 月 15 日(土)の 10 日間</td> </tr> <tr> <td>夏の交通安全県民運動</td> <td>7 月 11 日(火) ～ 7 月 20 日(木)の 10 日間</td> </tr> <tr> <td>秋の全国交通安全運動</td> <td>9 月 21 日(木) ～ 9 月 30 日(土)の 10 日間</td> </tr> <tr> <td>年末の交通安全県民運動</td> <td>12 月 15 日(金) ～ 12 月 31 日(日)の 17 日間</td> </tr> </tbody> </table>	運動名	期間	春の全国交通安全運動	4 月 6 日(木) ～ 4 月 15 日(土)の 10 日間	夏の交通安全県民運動	7 月 11 日(火) ～ 7 月 20 日(木)の 10 日間	秋の全国交通安全運動	9 月 21 日(木) ～ 9 月 30 日(土)の 10 日間	年末の交通安全県民運動	12 月 15 日(金) ～ 12 月 31 日(日)の 17 日間
運動名	期間										
春の全国交通安全運動	4 月 6 日(木) ～ 4 月 15 日(土)の 10 日間										
夏の交通安全県民運動	7 月 11 日(火) ～ 7 月 20 日(木)の 10 日間										
秋の全国交通安全運動	9 月 21 日(木) ～ 9 月 30 日(土)の 10 日間										
年末の交通安全県民運動	12 月 15 日(金) ～ 12 月 31 日(日)の 17 日間										

事業概要	事業内容
<p>(2) 自転車の安全利用の推進</p> <p>(県:くらし交通安全課)</p> <p>(県:私学振興課)</p> <p>(教育:義務教育課)</p> <p>(教育:高校教育課)</p> <p>(教育:特別支援教育課)</p> <p>(教育:健康体育課)</p> <p>(警察:交通企画課)</p>	<p>ア 自転車の安全利用を図るための条例制定等の検討</p> <p>自転車利用者に対して、自転車は道路交通法により「車両」であることを認識させるとともに、「サイクルスポーツのメッカ」にふさわしい安全利用モラルの醸成を図るため、自転車の安全利用に関する条例の制定等に向けた検討を行う。</p> <p>イ 効果的な安全教育の推進</p> <p>中・高校生の自転車利用については、交通社会の一員として、自己の安全と他の交通や社会の安全に貢献できる健全な社会人を育成する観点から、自転車教室の計画的開催と「自転車安全利用五則」を活用した安全教育を推進する。</p> <p>また、スクエアード・ストレイト教育技法を取り入れた交通安全教室を開催し、自転車の安全利用に関する意識の向上による交通事故防止を図る。</p> <p>ウ 学校警察連携制度の活用</p> <p>自転車安全指導カードの指導結果を、各学校における交通安全教育に反映させるため学校警察連携制度を効果的に活用した安全教育を推進する。</p> <p>エ 自転車運転者講習制度の広報啓発活動の推進</p> <p>危険な交通違反を繰り返す悪質自転車運転者は、自転車運転者講習を受講しなければならないことから、講習の趣旨、内容、対象危険行為等についての広報啓発活動を推進する。</p> <p>オ 自転車におけるピカッと作戦!の推進</p> <p>自転車においても、自発光式反射材等の着用と早目のライトオンを呼びかける「ピカッと作戦!」を推進する。</p> <p>カ タンDEM自転車の正しい利用方法の周知</p> <p>静岡県道路交通法施行細則の一部改正により、平成28年12月から二輪タンDEM自転車の公道走行が可能となり、障害者団体や観光目的による利用が予想されることから、タンDEM自転車の正しい利用方法について関係機関・団体と連携し広報啓発を推進する。</p> <p>キ 各季の交通安全運動、交通事故ゼロの日、ピカッと作戦強化の日、県下一斉自転車指導強化の日(カルガモの日)に、街頭指導や広報・啓発活動を積極的に展開し、自転車の基本的な通行方法等の理解の定着を図るとともに、歩行者や他の車両に配慮した通行等正しい乗り方の周知徹底を図る。</p>
<p>(3) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底</p> <p>(県:くらし交通安全課)</p>	<p>関係機関・団体と連携して、各種講習会、交通安全運動、街頭指導等あらゆる機会を通じて、被害軽減効果の周知やその正しい着用について徹底を図る。</p>

事業概要	事業内容
(4) チャイルドシート の正しい使用の徹底 (県:くらし交通安全課)	関係機関・団体と連携して、幼児交通安全講習会等を通じて、幼稚園、保育園、認定こども園の保護者などを対象に、正しいチャイルドシートの装着方法の普及を図る。
(5) 自発光式反射材用品等の普及促進 (県:くらし交通安全課) (警察:交通企画課)	夕暮れ時に歩行者（特に高齢者）の死亡事故が多発することから、県民及び関係団体が一体となって、歩行者、自転車利用者には自発光式反射材等の着用、運転者、自転車利用者には早めのライトオンを促す「ピカッと作戦！」を推進し、道路横断中の歩行者との衝突事故を防止するため広報啓発に取り組むことにより交通事故防止を図る。 ア 運転者対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 早めのライトオン ・ 効果的なハイビームの活用(前照灯のこまめな切替) イ 自転車対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 早めのライトオン ・ 自発光式反射材等の装着と明るい色の服装 ウ 歩行者対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自発光式反射材などの着用 ・ 明るい色の服装 ※ ライトオンの目安時刻 <ul style="list-style-type: none"> 9月～2月 午後4時 3月～5月 午後5時 6月～8月 午後6時
(6) 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立 (県:くらし交通安全課) (警察:交通企画課)	飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を引き続き推進するとともに、交通ボランティアや安全運転管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携してハンドルキーパー運動の普及啓発に努めるなど、地域、職域等における飲酒運転根絶の取り組みを更に進め、「飲酒運転をしない、させない」という県民の規範意識の確立を図る。
(7) 危険ドラッグ対策の推進 (県:くらし交通安全課) (警察:交通企画課)	各種交通安全活動の機会を利用して、「危険ドラッグ」を使用した状態で車両を運転する危険性について、広報啓発活動を推進する。

(8) 効果的な広報の実施

(県：広聴広報課)
(県：くらし交通安全課)

あなたが主役の交通安全県民運動の重点日である「交通事故ゼロの日」、各季の交通安全運動期間及び交通事故が多発した際に、ポスター、交通安全だより、県民だより、テレビ・ラジオ、県ホームページ・SNS (YouTube・Facebook) などを通じて、県民一人ひとりが交通事故を自らの問題と捉え、自主的に交通ルールの遵守と交通マナーの実践がなされるよう県民の交通安全意識の高揚に努める。また、県各部局の持つあらゆる広報媒体でも交通安全情報を積極的に提供する。

ア 印刷広報

媒体種別	発行時期	配布先・部数	備考
運動用ポスター	各季の運動時	市町・関係機関 6,760部/回	
交通安全運動実施要綱	各季の運動時	市町・関係機関 2,030部/回	
交通安全だより	年4回	市町・関係機関 9,800部/回	
県民だより	毎月1回	各家庭、市町等 1,138,000部/回	適時
点字県民だより	毎月1回	視覚障害のある方 430部/回	交通安全広報

イ 視聴覚広報

種別	局名	期間・回数・時間等	備考	
こえの県民だより	毎月1回	市町・福祉施設等 150本/回	適時交通安全情報を放送	
区分	種別	局名	期間・回数・時間等	備考
ラジオ	交通事故ゼロの日 スポットCM	県内民放ラジオ	ゼロの日 3回/月	
	ピカッと作戦！強化の 日 スポットCM	県内民放ラジオ	毎月15日 1回/月	
	各季の交通安全運動用 スポットCM	県内民放ラジオ	各季の運動期間中 1回/日	
	死亡事故多発時 スポットCM	県内民放ラジオ	死亡事故多発時	
	ラジオ広報	SBSラジオ	毎週2回 (随時)	適時に交通安全の 番組及び告知を放 送
K・MIX		毎週1～2回 (随時)		
コミュニティFM		毎月1回 (随時)		
インター ネット	県ホームページ		随時更新	
			ショートフィルムの活用	

ウ 報道機関へのパブリシティ活動

交通安全の推進に関する記事素材の提供や取材協力を積極的に行う。

事業概要	事業内容
<p>(9) その他の普及啓発活動の推進 (県:くらし交通安全課)</p>	<p>ア 「交通事故ゼロの日」(毎月10・20・30日)の推進 交通事故を防止するためには、すべての県民が「おもいやり ありがとう」の精神を基本とし、交通安全に深い関心を持ち、それぞれの立場で正しい交通安全行動を身に付け、実践することが必要である。このため、「交通事故ゼロの日」を設定し、県内における交通事故防止活動を推進する。 なお、4月10日、9月30日については、「交通事故死ゼロを目指す日」としての活動も併せて実施する。</p> <p>イ 高齢者事故防止対策の推進 高齢者事故の割合が増加していることから、この防止に効果的な取組を重点的に実施する。</p> <p>(ア) 危険予測トレーニング 高齢者を対象に、実際の運転に近い動画を使用して、認知、判断を行う危険予測技術を高めるトレーニングを行う。</p> <p>(イ) 高齢者事故防止キャンペーン 交通安全ボランティア等との協働により、高齢者事故が多い市町において、街頭広報キャンペーンを実施して、高齢者事故防止の啓発を図る。</p> <p>ウ 追突事故ストップ作戦 事故件数の4割を占める追突事故の防止対策として、信号待ちから発進する際の追突事故等を防止するために、信号待ちで停止する際は、サイドブレーキの操作、シフトのニュートラル操作など、前車の発進の確認徹底を、広報媒体を通じて周知していく追突事故ストップ作戦を展開する。</p> <p>エ 交通安全わんクラブの加入促進 県民一人ひとりが、自ら交通安全意識の向上を目的とした広報手段として「交通安全わんクラブ」会員の加入促進を図り、県民の交通安全意識の醸成を目指す。 また、交通事故防止に役立つ話題をタイムリーにメール配信する「交通安全わんクラブニュース」の配信を行う。</p> <p>オ 交通死亡事故多発時における緊急対策 交通死亡事故が一定期間、集中的に発生した場合、県内全域に「交通死亡事故多発警報」を発令し、県民の交通安全意識を喚起するとともに、県、警察、市町及び関係機関・団体が連携・協働して総合的かつ集中的に交通事故防止対策を推進する。</p>

事業概要	事業内容																				
(県:くらし交通安全課) (警察:交通企画課)	<p>カ 交通事故情報の随時提供</p> <p>県民の交通事故防止に資するため、県ホームページやファクシミリネットワークを活用し、交通事故の発生場所や事故状況について、随時情報提供を行う。</p> <table border="1" data-bbox="472 405 1426 1032"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>発信媒体</th> <th>期間・回数等</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通事故地理情報分析システム(GIS)</td> <td>県警ホームページ</td> <td>随 時</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>高齢者交通安全情報</td> <td>ファクシミリネットワーク</td> <td>随 時 (1～2回/月)</td> <td>高齢者福祉団体、各市町等へ送信</td> </tr> <tr> <td>交通安全情報</td> <td>ファクシミリ、電子メール、HP</td> <td>随 時 (1～2回/月)</td> <td>小・中・高等学校、交通関係団体、各市町等へ送信</td> </tr> <tr> <td>交通安全わんクラブニュース</td> <td>メールマガジン(PC、携帯電話)</td> <td>随 時 (1～2回/月)</td> <td>希望登録した県民に向けた配信</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	発信媒体	期間・回数等	備 考	交通事故地理情報分析システム(GIS)	県警ホームページ	随 時	—	高齢者交通安全情報	ファクシミリネットワーク	随 時 (1～2回/月)	高齢者福祉団体、各市町等へ送信	交通安全情報	ファクシミリ、電子メール、HP	随 時 (1～2回/月)	小・中・高等学校、交通関係団体、各市町等へ送信	交通安全わんクラブニュース	メールマガジン(PC、携帯電話)	随 時 (1～2回/月)	希望登録した県民に向けた配信
種 別	発信媒体	期間・回数等	備 考																		
交通事故地理情報分析システム(GIS)	県警ホームページ	随 時	—																		
高齢者交通安全情報	ファクシミリネットワーク	随 時 (1～2回/月)	高齢者福祉団体、各市町等へ送信																		
交通安全情報	ファクシミリ、電子メール、HP	随 時 (1～2回/月)	小・中・高等学校、交通関係団体、各市町等へ送信																		
交通安全わんクラブニュース	メールマガジン(PC、携帯電話)	随 時 (1～2回/月)	希望登録した県民に向けた配信																		
(県:くらし交通安全課) (警察:交通企画課)	<p>キ ラジオ・ケーブルテレビネットワークの活用</p> <p>多くの県民に交通安全情報を発信するため、県内民間ラジオ局 11 局、ケーブルテレビ 14 局との間で構築したネットワークを効果的に活用し、交通安全情報を随時提供する。</p>																				
<p>4 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進</p>																					
事業概要	事業内容																				
(1) 静岡県交通安全指導員 (警察:交通企画課)	<p>警察署内の交通安全協会各地区支部に配置する静岡県交通安全指導員は、警察官等と連携して、幼児、児童、生徒、保護者及び高齢者に対する交通教室を開催するとともに、対象に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。</p> <p>また、運転免許を保有していない高齢者を重点に、訪問指導によるきめ細かな交通安全教育を推進する。</p>																				
(2) 幼児交通安全クラブ (県:くらし交通安全課)	<p>幼児交通安全クラブの計画的かつ組織的な活動を積極的に推進するとともに、活動内容の充実を図るため、幼稚園等の関係機関と緊密な連携を図り、保育所の教諭、保育教諭、保育士、母親を対象とした実践的な研修会を開催して指導力及び資質を向上させ、幼児を持つ家庭への基礎教育を通じて、幼児指導を徹底させる。</p>																				

事業概要	事業内容
(3) 交通ボランティア (県:くらし交通安全課)	<p>児童・園児を中心とした地域住民等への交通安全指導や交通安全思想の普及活動を推進している民間交通指導員や交通安全母の会会員に対して、リーダー及び実務者研修会の開催や交通安全関係資料の提供により資質及び指導力の向上を図る。</p> <p>また、静岡県交通指導員会連合会の運営について、積極的に指導と助言を行う。</p>
(4) 地域、職域交通安全会等 (県:くらし交通安全課)	<p>県民一人ひとりの交通安全の意識啓発のため、市町、職域等の関係機関・団体に働きかけ、町内会交通安全会、職場交通安全会等の県民主体の組織づくりを促進する。</p>
(5) 地域交通安全活動推進委員 (警察:交通企画課)	<p>公安委員会から委嘱された地域交通安全活動推進委員が行う、各地区の交通実態に応じた通学路での街頭指導や、高齢者宅を訪問しての交通安全教育等、交通安全活動に対する指導・助言を推進する。</p>
5 住民の参加・協働の推進	
事業概要	事業内容
(1) 県民の参加・協働の推進 (県:くらし交通安全課) (警察:交通企画課)	<p>県、警察、市町、民間企業、団体等と県民が連携を密にして、各地域の交通実態に即した身近な活動を展開し、県民の参加・協働を積極的に推進する。</p>
(2) 民間の組織活動等の促進 (県:くらし交通安全課) (警察:交通企画課)	<p>安全運転管理協会、交通安全協会等の交通安全組織をはじめとする交通安全対策協議会実施機関・団体等が行う交通安全教育、広報・啓発活動等各種交通安全活動の活性化を図るため、情報の提供、助言・指導、講師の派遣などを積極的に推進する。</p>

第3節 安全運転の確保

1 運転者教育等の充実

事業概要	事業内容
<p>(1) 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実 (警察:運転免許課)</p>	<p>ア 自動車教習所の教習の充実 自動車教習所の教習に関し、交通事故の発生状況、道路環境等の交通状況を勘案しつつ、教習カリキュラムの見直し・検討を進めるほか、教習指導員等の資質の向上、教習内容及び技法の充実を図り、ドライブレコーダーの画像を取り入れた教習を行い教習水準を高める。 また、教習水準に関する情報の県民への提供に努める。</p> <p>イ 取得時講習の充実 自動車教習所に入校せず、運転免許試験に合格した者に、危険を予測した運転や高速道路走行、降雨・夜間等特殊な状況時の走行など、実車と座学を組み合わせた講習と負傷者に対する応急救護の措置に関する講習を行い安全運転への意識の高揚を図る。</p> <p>ウ 原付講習の充実 原付免許の合格者等に、原動機付自転車の操作方法や安全な走行方法を身につけさせるため、実車や教材等を使用し講習を行い安全運転への意識の高揚を図る。</p>

事業概要	事業内容
<p>(2) 運転者に対する再教育等の充実 (警察:運転免許課) (警察:運転者教育課)</p>	<p>ア 飲酒取消処分者講習では、飲酒運転が原因で免許取消となった者は、飲酒運転の再犯率が高いことから、自らの飲酒傾向などの生活習慣について記させた日記を教材として使用するなど、きめ細やかな講習を行う。</p> <p>イ 取消処分者講習は、運転適性検査とカウンセリング、運転技能適性診断等を行い各受講者の危険性の矯正に努める。</p> <p>ウ 停止処分者講習では、受講者に免許停止の原因となった交通違反や事故の危険性を再認識させるとともに、規範意識の向上を図ることを重点とし、講習指導員に対する指導教養と情報発信により講習の充実に努める。</p> <p>エ 違反者講習では、受講者に運転特性を自覚させるとともに、規範意識の向上を図ることを重点とし、講習指導員に対する指導教養と情報発信により講習の充実に努める。</p> <p>オ 初心運転者講習では、少人数による集団討議、実車を使用した危険予知、危険判断の実技により個別具体的な講習を行う。</p> <p>カ 更新時講習は、優良運転者、一般運転者、違反運転者、初回更新者のそれぞれの講習区分に応じたきめ細やかな講習を実施する。 また、最近の高齢者事故の特徴と傾向を分析した資料を活用し、高齢者の特性を受講者により深く理解させるよう講習内容の充実を図る。</p> <p>キ 高齢者講習は、70歳以上の高齢者に対して、地域の交通事故発生状況とその防止方法、運転適性診断及び実車指導を通じての安全運転について、受講者個々に具体的な指導を実施する。 また、身体機能・運転能力に低下が認められない高齢者には、チャレンジ講習の受講を促進する。</p> <p>ク 自動車教習所については、既に運転免許を取得した者に対する再教育も実施するなど、地域の交通安全教育センターとしての機能の充実に努める。</p>
<p>(3) 二輪車安全運転対策の推進 (警察:交通企画課) (警察:高速道路交通警察隊)</p>	<p>ア 自動二輪車、原動機付自転車の運転者に対する安全教育の推進 交通安全協会、二輪車安全運転推進委員会、二輪車安全普及協会等の関係団体と連携し、正しい二輪車運転マナー、運転技能を中心とした自動二輪車安全運転講習及び原付技能安全講習を開催する等、交通安全教育を推進する。</p> <p>イ 交通安全推進組織の活動促進 二輪利用者への安全意識の高揚を図るため、二輪車安全運転推進クラブ等に対し、二輪車安全運転大会、各種の交通安全活動への積極的な参加や交通安全講習会の開催等、自主的な安全活動を推進する。</p> <p>ウ 高速道路等における自動二輪車二人乗りの指導取締り 条件付きで認められている高速道路等における自動二輪車二人乗りの交通事故を防止するため、安全な乗り方について指導する。</p> <p>エ 被害軽減対策の推進 関係機関・団体と連携して、二輪車用プロテクター・エアバッグジャケット等の普及促進による被害軽減対策を推進する。</p>

事業概要	事業内容
<p>(4) 高齢運転者対策の推進</p> <p>(県:長寿政策課)</p> <p>(警察:交通企画課)</p> <p>(警察:運転免許課)</p>	<p>ア 高齢者に対する教育の充実</p> <p>75歳以上の高齢更新者を対象とした認知機能検査が、適正かつ効果的に実施されるために、検査結果の点検と実施機関に対する適切な指導を強化するとともに、臨時適性検査の確実な実施等により、安全な運転に支障のある者については運転免許取消し等の行政処分を行うとともに、高齢運転者の交通事故防止を図る。</p> <p>イ 臨時適性検査の確実な実施</p> <p>認知機能検査の機会等を通じて、認知症の疑いがある運転者の把握に努め、臨時適性検査の確実な実施等により、安全運転に支障のある者については運転免許の取消等の行政処分を行う。</p> <p>また、臨時適性検査の円滑な実施のため、認知症専門医との連携を強化するなど、態勢の強化に努める。</p> <p>ウ 認知症の早期発見、診断体制の整備</p> <p>認知症疾患医療センターの運営支援や認知症サポート医の養成、かかりつけ医の認知症対応力向上等により、認知症の早期発見・診断体制の整備に努める。</p> <p>エ 交通安全教育機器の効果的活用</p> <p>ドライビングシミュレータ、身体機能や運動能力の低下を正しく自覚させる各種交通安全教育機器を効果的に活用した参加・体験・実践型の交通安全講習を開催する。</p> <p>オ 自動車運転体験講習の開催</p> <p>加齢に伴う身体機能の低下が運転に及ぼす影響を正しく理解させるため、高齢運転者を対象に、実車を利用した参加・体験・実践型の安全運転講習会を開催して、高齢運転者の運転技能の自覚を図る。</p> <p>カ 運転免許自主返納制度の推進</p> <p>高齢運転者に対し申請による運転免許の取消し(自主返納)制度の周知を図るとともに、運転経歴証明書の交付など、自主返納した者に対する支援に努める。</p> <p>キ 高齢運転者標識(高齢者マーク)の活用</p> <p>高齢運転者安全意識を高めるため、各種講習会、交通安全運動等各種広報啓発活動を通じて高齢運転者標識の積極的な表示の促進を図る。</p>
<p>(5) シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底</p> <p>(警察:交通企画課)</p> <p>(警察:交通指導課)</p>	<p>ア 広報活動の推進</p> <p>シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの着用について、各種講習会、交通安全運動、街頭指導等あらゆる機会を通じて、被害軽減効果の周知やその正しい着用について徹底を図る。</p> <p>イ 指導取締りの強化</p> <p>シートベルト、チャイルドシート及びヘルメット非着用者に対する指導取締りを強化する。</p>
<p>(6) 自動車安全運転センターの業務の充実</p> <p>(警察:交通企画課)</p>	<p>自動車安全運転センターと連携し、同センターが行う交通安全に関する研修や通知、証明業務等の充実、普及に努める。</p>

事業概要	事業内容
(7) 自動車運転代行業の指導育成等 (県：地域交通課) (警察：交通企画課) (警察：交通指導課)	自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全及び利用者の保護を図るため、自動車運転代行業者に対し立入検査等を行うほか、無認定営業、損害賠償措置義務違反、無免許運転等の違法行為に対し厳正な取締りを実施する。
(8) 自動車運送事業者等に従事する運転者に対する適性診断の充実 (静岡運輸支局)	自動車運送事業者に従事する運転者に対する適性診断については、民間参入の促進を図る等により、受診を積極的に促進する。
(9) 危険な運転者の早期排除 (警察：運転者教育課)	危険な運転者を道路交通の場から早期に排除するため、行政処分を適正かつ迅速に執行する。

2 運転免許制度の改善

事業概要	事業内容
(警察：運転免許課)	<p>交通事故の傾向など、最近の交通情勢を踏まえた運転免許業務の見直し・検討を行う。運転免許試験については、現実の交通環境における能力の有無を的確に判定するものとなっているかについて検証を行い、必要に応じ、改善を図る。</p> <p>また、県民の立場に立った運転免許業務に努めるとともに、高齢者講習については、自動車教習所等と連携して、受講者の受入体制の拡充を図る。</p> <p>さらに、運転免許試験場における障害者等のため設備・資機材の整備及び運転適性相談活動の充実を図る。</p>

3 安全運転管理の推進	
事業概要	事業内容
(警察:交通企画課)	<p>ア 安全運転管理体制の強化 安全運転管理者等未選任事業所の発見を強化する等、安全運転管理業務の徹底を図る。</p> <p>イ 法定講習の充実 講師には学識経験者を充てるなど効果的な講習体制を推進する。</p> <p>ウ ドライブレコーダーなど機器の普及 映像記録型ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計等の安全運転の確保に資する機器の普及促進に努めるとともに、運送事業者における乗務員のリスク情報の把握や共有、経営者や運行管理者による事故の再発防止対策の検討・立案等を容易に、かつ、効率的・効果的に実施するための映像記録型ドライブレコーダーの活用手順について周知を図る。 また、映像記録型ドライブレコーダーにより得られた情報の事故分析への更なる活用方法等について検討し、活用方法等の充実に努める。</p> <p>エ 安全活動の推進 使用者等の安全意識の向上を図り、効果的な安全運転管理を推進するため、安全運転管理推進事業所説明会、交通事故防止研修会、事業主セミナー、セーフティ・ドライバー・コンテスト、交通事故防止コンクール、事業所個別指導等、安全活動に向けての行事を自主的かつ積極的に推進する。</p> <p>オ 安全運転管理者に対する通報制度の活用 安全運転管理者等選任事業所従業員による死亡事故等の発生に伴う通報制度を活用し、迅速かつ効果的な情報提供により事業所における実効性のある安全運転管理を推進する。</p>
4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	
事業概要	事業内容
(1) 事業用自動車の安全プランに基づく安全対策の実施 (静岡運輸支局)	<p>ア 事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を行い、事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を的確に確認する。</p> <p>イ 自動車運送事業等の運行管理者に対する指導講習については、安全を確保するため、事業者に対し、運行管理者に受講させるよう義務付ける。</p> <p>ウ 事業者等の安全意識の高揚を図るため、メールマガジン「事業用自動車安全通信」により、事業者等に事業用自動車による重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等の情報を引き続き提供する。また、外部専門家等の活用による事故防止コンサルティング実施に対して支援するなど、社内での安全教育の充実に努める。</p>

事業概要	事業内容
<p>(2) 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底 (静岡運輸支局)</p>	<p>ア 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等の関係法令等の履行及び運行管理の徹底を図るため、飲酒運転等の悪質違反を犯した事業者、重大事故を引き起こした事業者及び新規参入事業者等に対する監査を徹底するとともに、関係機関合同による監査・監督を実施し、不適切な事業者に対しては厳格化された基準に基づき厳正な処分を行う。</p> <p>特に、貸切バスについては、増加する訪日外国人旅行者や 2020 年の東京オリンピック・パラリンピックの輸送ニーズに対応しつつ、安全性の確保に努めるため、臨店による監査のさらなる強化と空港等のバス発着場を中心とした街頭監査の実施により、輸送の安全を確保する。</p> <p>イ 行政が保有する事業用自動車に関する各種情報の分析機能を強化するため、事業者特性・事故原因等の相関及び傾向を分析し、事故を惹起するおそれの高い事業者等を抽出する「事業用自動車総合安全情報システム」を構築し、効果的・効率的な指導・監督を実施することで、事業用自動車による事故の未然防止を実現するとともに、監査実施体制の充実・強化を図る。</p> <p>ウ 関係機関との連携として、静岡労働局との相互の連絡会議の開催及び指導監督結果の相互通報制度等を活用して指導を行うとともに、国が指定した機関である、トラック適正化事業実施機関と毎月連絡会議を開催して指導監督状況の情報を共有することで、連携してトラック事業者の指導の徹底を図る。</p>
<p>(警察:交通指導課)</p>	<p>エ 使用者等に対する通知制度の活用</p> <p>適正な運行管理を図るため、事業活動に関してなされた道路交通法違反等についての使用者等への通知制度を活用するとともに、使用者、自動車運転代行業者、安全運転管理者等による下命・容認違反等については、使用者等の責任追及を徹底する。</p>
<p>(3) 飲酒運転の根絶 (県:くらし交通安全課) (静岡運輸支局) (警察:交通企画課)</p>	<p>点呼時にアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認を徹底するよう指導するとともに、常習飲酒者を始めとした運転者や運行管理者に対し、アルコールの基礎知識や節酒方法等の飲酒運転防止の専門的な指導を実施するアルコール指導員の普及促進を図り、事業者における飲酒運転ゼロを目指す。</p> <p>また、危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無を図るため、危険ドラッグ等薬物に関する正しい知識や使用禁止について、運転者に対する日常的な指導・監督を徹底するよう、事業者や運行管理者等に対し指導を行う。</p>
<p>(4) ICT・新技術を活用した安全対策の推進 (静岡運輸支局)</p>	<p>ア 事業者による事故防止の取組を推進するため、衝突被害軽減ブレーキ等の A S V (Advanced Safety Vehicle) 装置や運行管理に資する機器等の普及促進に努める。</p> <p>イ 自動車の I C T 化やテレマティクス技術、また、車両と車載機器、ヘルスケア機器等を連携させた次世代型の運行管理・支援システムの構築を目指すとともに、安全運転指導サービスや安全運転を促すテレマティクス保険など、民間による安全運転促進のための新たなサービスの提供を促進し、更なる事故の削減を目指す。</p>

事業概要	事業内容
(5) 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策 (静岡運輸支局)	輸送の安全を図るため、トラック・バス・タクシーの業態毎の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組を現場関係者と連携も一丸となって実施させるとともに、高齢運転者等に対する、より効果的な指導方法の確立など、更なる運転者教育の充実・強化を検討・実施する。
(6) 事業用自動車の重大事故に関する事故調査機能等の強化 (静岡運輸支局)	事業用自動車事故調査委における事故の原因分析・再発防止策の提言を受け事業者等の関係者が適切に対応し、事故の未然防止に向けた取組を促進する。
(7) 運転者の体調急変に伴う事故防止対策の推進 (静岡運輸支局)	運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知・徹底を図るとともに、睡眠時無呼吸症候群、脳ドック等のスクリーニング検査の普及を図るための方策を検討・実施する。
(8) 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等 (静岡運輸支局)	<p>地方貨物自動車運送適正化事業実施機関において、貨物自動車運送事業者について、利用者が安全性の高い事業者を選択することができるようにするとともに、事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」(通称Gマーク事業)を促進する。</p> <p>また、国、地方公共団体及び民間団体等において、貨物自動車運送を伴う業務を発注する際には、それぞれの業務の範囲内で道路交通の安全を推進するとの観点から、安全性優良事業(通称Gマーク認定事業所)の認定状況も踏まえつつ、関係者の理解も得ながら当該事業所が積極的に選択されるよう努める。</p>
5 交通労働災害の防止等	
事業概要	事業内容
(1) 交通労働災害の防止 (静岡労働局) (静岡運輸支局) (県：労働政策課)	<p>ア 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底を図る。</p> <p>イ 関係事業者団体等と連携し、事業場における交通労働災害防止活動の推進を図る。</p> <p>ウ 交通労働災害防止に向けた講習会、研修会の開催等の啓発活動を実施する。</p> <p>エ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会静岡県支部の「交通・荷役労働災害ゼロ！安全ひと言宣言運動」等関係団体が行う労働災害防止活動の一環としての交通労働災害防止活動に対し、指導・援助を行う。</p>
(2) 運転者の労働条件の適正化等 (静岡労働局)	<p>ア 自動車運転者の労働時間等の労働条件については、引き続き重点対象として、その確保、改善のための監督指導を実施する。</p> <p>イ 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)の周知徹底に努める。</p>

6 道路交通に関連する情報の充実	
事業概要	事業内容
(1) 危険物輸送に関する情報提供の充実等 (県：道路保全課) (県：消防保安課) (警察：交通規制課)	<p>危険物等の運搬車両の交通事故未然防止と事故発生時の迅速な現場処理対策の拡充を図るため、関係行政機関及び関係民間団体より構成された「静岡県危険物運搬車両事故防止対策協議会」において、運搬物質の性状、危険性及び処理方法を記載した「イエローカード」の携帯の推進等の取組を行う。</p> <p>また、同協議会策定の化学物質漏洩事故対応マニュアルでは、事故発生時の迅速な事故処理の手順及び対応方法等を示すとともに、代表的な危険物の性状、処理方法の情報を図り、事故発生時の対応に備える。</p>
(2) 国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策 (静岡運輸支局)	<p>「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」及び「国際海上コンテナの陸上輸送における安全輸送マニュアル」を、地方連絡会議等を通じて、周知を図る。</p>
(3) 気象情報等の充実 (静岡地方气象台)	<p>道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとることで事故の防止・軽減に資するよう、適時・適切に予報・警報等を発表する。</p> <p>さらに、気象、地震、津波、火山現象等に関する観測施設を適切に整備・配置し、維持するとともに、防災関係機関等との間の情報の共有やITを活用した観測・監視体制の強化を図るものとする。このほか、広報や講習会等を通じて気象知識の普及に努める。</p>

第4節 車両の安全性の確保

1 車両の安全性に関する基準等の改善の推進

事業概要	事業内容
(1) 道路運送車両の保安基準の拡充・強化等 (静岡運輸支局)	<p>ア 産・官・学が参加する検討会が中心となり、①事故実態の把握・分析、②安全対策に関する方針、対策の具体的な内容の検討、③事前効果評価・事後効果評価といった一連の流れ（PDC Aサイクル）を継続的に実施することに加え、このPDC Aサイクルによる検討を充実させることを通じて、車両の安全対策の一層の拡充・強化を図る。</p> <p>イ 車両の安全対策の基本である自動車の構造・装置等の安全要件を定める道路運送車両の保安基準について、上述の検討結果を踏まえつつ、事故を未然に防ぐための予防安全対策、万が一事故が発生した場合においても、シートベルトやエアバック等を含めた乗員の保護並びに歩行者及び自転車乗員等の保護を行うための被害軽減対策、その際に火災の発生等の二次災害が起こることを防止するための災害拡大防止対策のそれぞれの観点から、適切に拡充・強化を図る。</p>

事業概要	事業内容
(2) 安全に資する自動走行技術を含む先進安全自動車（ASV）の開発・普及の促進 (静岡運輸支局) (県：くらし交通安全課)	先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムを搭載した先進安全自動車（ASV）について、産官学の協力によるASV推進検討会の下、車両の開発・普及の促進を一層進める。
(3) 車両の安全性等に関する日本工業規格の整備 (静岡運輸支局)	運転を支援するための警報や制御を行う技術（車間距離制御システム、前方車両衝突警報装置、車両周辺障害物警報等の運転者の運転負荷の軽減、利便性の向上、危険に対する注意喚起、事故回避／被害軽減に関連した技術）の国際規格改正が行われた場合には、関係機関等への周知を図る。

2 自動車アセスメント情報の提供等

事業概要	事業内容
(静岡運輸支局) (県：くらし交通安全課)	<p>自動車の安全装置の正しい使用方法、装備状況等の一般情報とともに、自動車の種類ごとの安全性に関する比較情報等を公正中立な立場で取りまとめ、これを自動車使用者に定期的に提供する自動車アセスメント事業を推進する。これにより自動車使用者の選択を通じて、より安全な自動車の普及拡大を促進すると同時に、自動車製作者のより安全な自動車の研究開発を促進する。</p> <p>また、チャイルドシートについても、製品ごとの安全性に関する比較情報等を自動車使用者に提供することにより、その選択を通じて、より安全なチャイルドシートの普及拡大を図る。</p>

3 自動車の検査及び点検整備の充実

事業概要	事業内容
(1) 自動車の検査体制の充実 (静岡運輸支局)	<p>ア 道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせて進化する自動車技術に対応して、電子化された安全装置の故障診断検査機器の開発、ICT化による自動車検査情報の活用等の検査の高度化を進めるなど、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に基づく新規検査等の自動車検査の確実な実施を図る。また、不正改造を防止するため、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、不正改造車両を始めとした整備不良車両及び基準不適合車両の排除等を推進する。</p> <p>イ 指定自動車整備事業制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を強化する。</p>

事業概要	事業内容
<p>(2) 自動車点検整備の充実 (静岡運輸支局)</p>	<p>ア 自動車点検整備の推進 自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施の推進を図るため、「自動車点検整備推進運動」を関係者の協力の下に積極的に展開するなど、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に推進する。 また、自動車運送事業者の保有する事業用車両の安全性を確保するため、自動車運送事業者監査、整備管理者研修等の機会をとらえ、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進する。 なお、車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図る。</p> <p>イ 不正改造車両の排除 道路交通に危険を及ぼすなど社会的問題となっている暴走族の不正改造車や過積載を目的とした不正改造車両を排除し、自動車の安全運行を確保するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下に「不正改造車を排除する運動」を県下の展開し、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査等を強化することにより、不正改造防止について、自動車ユーザー及び自動車関係事業者等の認識を高める。 また、不正改造行為の禁止及び不正改造車両に対する整備命令制度について、その確実な運用に努める。</p> <p>ウ 自動車分解整備事業の適正化及び近代化 点検整備に対する自動車ユーザーの理解と信頼を得るため、自動車分解整備事業者に対し、整備料金、整備内容の適正化について、消費者保護の観点も含め、その実施の推進を指導する。 また、自動車分解整備事業者における経営管理の改善や整備の近代化等への支援を推進する。</p> <p>エ 自動車の新技術への対応等整備技術の向上 自動車技術の採用・普及、車社会の環境の変化に伴い、自動車を適切に維持管理するためには、自動車整備業がこれらの変化に対応していく必要があることから、関係団体からのヒアリング等を通じ自動車整備業の現状について把握するとともに、自動車整備業が自動車の新技術及び多様化するユーザーニーズに対応していくための環境整備・技術の高度化を推進する。 また、整備主任者等を対象とした新技術研修の実施等により、整備要員の技術向上を図るとともに、新技術が採用された自動車の整備や自動車ユーザーに対する自動車の正しい使用についての説明等のニーズに対応するため、一級整備士制度の活用を推進する。</p> <p>オ ペーパー車検等の不正事案に対する対処強化 民間能力の活用等を目的として、指定自動車整備事業制度が設けられているが、近年ペーパー車検等の不正事案が増加していることから、制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を引き続き行う。</p>

4 リコール制度の充実・強化	
事業概要	事業内容
(静岡運輸支局)	<p>自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、装置製作者等からの情報収集体制の強化を図るとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については、独立行政法人交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行う。</p> <p>また、自動車ユーザーの目線に立ったリコール実施のために、自動車ユーザーからの不具合情報の収集を推進するとともに、自動車ユーザーに対して、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供の充実を図る。</p>
5 自転車の安全性の確保	
事業概要	事業内容
(県：くらし交通安全課) (県：私学振興課) (教育：義務教育課) (教育：高校教育課) (教育：特別支援教育課) (教育：健康体育課) (警察：交通企画課)	<p>ア 自転車の安全な利用の確保</p> <p>自転車の安全な利用を確保するため、自転車軽自動車商業協同組合・学校関係者等と連携した点検の実施や自転車安全整備店における定期的な点検整備による規格・基準に適合した自転車(BAAマーク・TSマーク等貼付)の利用を呼び掛けるなど安全意識や点検整備意識の徹底を図る。</p> <p>さらに、児童生徒が利用する自転車の点検整備についても、引き続き関係団体の積極的な協力を求めていく。</p> <p>また、夜間における自転車事故を防止するため、自転車のライト点灯を徹底させるとともに、自転車側面等への反射材の取付けを促進する。</p>
(関東経済産業局) (県：くらし交通安全課) (県：私学振興課) (教育：健康体育課) (警察：交通企画課)	<p>イ 自転車の安全点検等の徹底</p> <p>自転車の安全な利用を確保するため、自転車に関する日本工業規格の整備等により必要な品質の規格・基準を整備するとともに、一般財団法人日本車両検査協会が実施している自転車技士制度の拡充を図る。</p> <p>また、交通関係用品の安全性の確保及び向上のため、一般財団法人製品安全協会が実施しているSGマーク制度のPR活動を引き続き実施する。</p>
(県：くらし交通安全課) (教育：健康体育課) (警察：交通企画課)	<p>ウ 自転車保険への加入促進</p> <p>自転車利用者が加害者となる交通事故において、高額な損害賠償を命じる判決が相次いでいることから、事故発生時における賠償責任の原資を担保し、被害者の救済を図るため、損害賠償責任保険等への加入促進を図る。</p>

第5節 道路交通秩序の維持

1 交通の指導取締りの強化等

事業概要	事業内容
<p>(1) 一般道路における効果的な指導取締りの強化等 (警察:交通指導課) (警察:交通機動隊)</p>	<p>ア 悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点をおいた指導取締りの強化等 (ア) 飲酒運転・無免許運転・速度超過・信号無視・横断歩行者妨害・停止・交差点右左折方法等重大事故に直結する違反に重点を置き指導取締りを強化する。 (イ) 無免許運転周辺者(車両提供者、同乗者等)及び飲酒運転周辺者(車両提供者、酒類提供者、同乗者)に対する責任追及を徹底する。</p> <p>イ 規範意識向上に資する違反取締りの強化 携帯電話使用等・座席ベルト着用義務・幼児用補助装置(チャイルドシート)使用義務違反の指導取締りを強化する。</p> <p>ウ 背後責任の追及 (ア) 事業活動による過積載、過労運転等の組織的・構造的な違反については、自動車の使用者等の背後責任追及を徹底する。 (イ) 必要に応じ、自動車の使用制限命令や荷主等に対する再発防止命令を行い、また、事業者の背後責任が明らかとなった場合は、それらの者に対する指導監督処分等を行うことにより、この種の違反の再発防止を図る。</p> <p>エ 自転車利用者に対する指導取締りの推進 「自転車指導啓発重点地区・路線」を中心に、自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止、通行区分違反等、歩行者に危険を及ぼす違反等に対する指導を一層強力で推進するとともに、指導警告に従わず違反を継続したり、違反行為により通行車両や歩行者に具体的な危険を生じさせるなど、悪質・危険な違反に対しては、積極的に検挙措置を講じる。</p>
<p>(2) 高速自動車国道等における指導取締りの強化等 (警察:高速道路交通警察隊)</p>	<p>高速道路等においては、交通事故の発生実態を勘案し、機動警ら・駐留警戒活動を強化する。 交通指導取締りにおいては、交通死亡事故に直結する、著しい速度超過、車間距離不保持、通行帯違反等を重点とした指導取締りの推進を図るとともに、運転者の規範意識向上に資する、携帯電話使用等、全座席の座席ベルト非着用の取締り、幼児用補助装置(チャイルドシート)の使用義務違反等についても指導取締りを強化する。</p>

2 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進

事業概要	事業内容
<p>(1) 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底 (警察:交通指導課)</p>	<p>ひき逃げ事件等の重大特異交通事故事件発生の際には、速やかに現場臨場し早期に事故事件状況等を把握するとともに、客観的証拠等に基づいた緻密な交通事故事件捜査を徹底し、危険運転致死傷罪の立件に努める。</p>

事業概要	事業内容
(2) 交通事故事件等に係る捜査力の強化等 (警察:交通指導課)	交通事故事件その他の交通犯罪の捜査体制を強化するため、学校教養等を通じて交通警察官の捜査能力の一層の向上に努める。
(3) 交通事故事件等に係る科学的捜査体制の推進 (警察:交通指導課)	重大特異事故事件発生の際には、交通事故事件担当幹部及び本部交通鑑識係員等を派遣し、初動捜査の強化を図り、各種証拠資料の収集、現場痕跡等の適切な保全措置等、客観的証拠に基づいた科学的捜査を推進する。
3 暴走族等対策の推進	
事業概要	事業内容
(1) 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実 (県:くらし交通安全課) (県:私学振興課) (教育:義務教育課) (教育:高校教育課) (教育:健康体育課) (教育:社会教育課) (警察:交通指導課)	<p>ア 暴走族追放気運の高揚 暴走族追放の気運を高揚させるため、「静岡県暴走族等の根絶に関する条例」を的確に運用するとともに、報道機関等に対する資料提供を積極的に行い、暴走族の実態が的確に広報されるよう努めるなど、広報活動を積極的に行う。</p> <p>イ 家庭、学校等における青少年の指導の充実 家庭、学校、職場、地域等において、青少年に対し、「暴走族加入防止教室」を開催するなどの指導等を促進する。</p> <p>ウ 青少年の健全育成を図る観点からの施策の推進 関係団体等との連携の下に暴走族の解体、暴走族への加入防止、暴走族からの離脱等の支援指導を推進する。 暴走族問題と青少年の非行等問題行動との関連性を踏まえ、青少年育成団体等との連携を図る。</p>
(2) 暴走行為阻止のための環境整備 (警察:交通指導課)	<p>ア 暴走族等をい集させないための環境づくり 暴走族及びこれに伴う群集のい集場所として利用されやすい施設の管理者に協力を求め、暴走族等をい集させない施設の管理改善等の環境づくりに努める。</p> <p>イ 暴走行為等ができない環境づくり 地域における関係機関・団体が連携を強化し、暴走行為等ができない道路交通環境づくりを積極的に行う。</p>

事業概要	事業内容
<p>(3) 暴走族に対する指導取締りの推進 (警察:交通指導課)</p>	<p>ア 各種法令の適用による検挙及び補導の徹底 集団暴走行為、爆音暴走行為その他悪質事犯に対しては、共同危険行為等の禁止違反を始めとする各種法令を適用して検挙及び補導を徹底する。</p> <p>イ 街頭検査による不正改造車両の取締りと背後責任の追及 「不正改造車を排除する運動」等を通じ、街頭検査において不正改造車両の取締りを行うとともに、不正改造車両等の押収など暴走族と車両の分離を図り、不正改造等の暴走行為を助長する行為に対する背後責任を追及する。</p> <p>ウ 不正改造業者等に対する積極的な事件化 不正改造行為に関する情報収集を徹底し、関係機関と連携して、常習的に不正改造等を行う業者に対する取締りを強化し、事件化するなど根源的な対策を講じる。</p> <p>エ 都道府県警察相互の捜査協力の積極的な捜査協力 複数の都道府県にまたがる広域的な暴走族関係事件に迅速かつ効率的に対処するため、関係都道府県警察相互の捜査協力を努める。</p>
<p>(4) 暴走族関係事犯者の再犯防止 (県:私学振興課) (教育:義務教育課) (教育:高校教育課) (教育:健康体育課) (教育:社会教育課) (警察:交通指導課)</p>	<p>ア 暴走族関係事犯者の再犯防止 暴走族関係事犯の捜査に当たっては、個々の犯罪事実はもとより、組織の実態やそれぞれの被疑者の非行の背景となっている行状、性格、環境等の諸事情をも明らかにしつつ、グループの解体や暴走族グループから構成員等を離脱させるなど暴走族関係事犯者の再犯防止に努める。 また、暴力団と関わりのある者については、その実態を明らかにするとともに、暴力団から離脱するよう指導を徹底する。</p> <p>イ 再犯防止に重点を置いた処遇の実施 暴走族関係保護観察対象者の処遇に当たっては、遵法精神の涵養、家庭環境の調整、交友関係の改善指導、暴走族組織からの離脱指導等、再犯防止に重点を置いた処遇の実施に努める。</p> <p>ウ 暴走族に対する運転免許の行政処分 暴走族に対する運転免許の行政処分については、特に迅速かつ厳重に行う。</p> <p>エ 「静岡県暴走族総合対策会議」における関係機関・団体の連携を強化 暴走族問題は地域社会に深く関わる問題であることに鑑み、本県に設置されている「静岡県暴走族総合対策会議」において、関係機関・団体の連携を強化し、暴走族対策を総合的に推進する。</p>

事業概要	事業内容
(5) 車両の不正改造の防止 (警察:交通指導課)	<p>ア 「不正改造車を排除する運動」等を通じた積極的な指導 暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止するよう、また、保安基準に適合しない部品等が不正な改造に使用されないことがないよう、国土交通省が行う「不正改造車を排除する運動」等と連動し、県民に対する広報活動を推進するとともに、企業、関係団体に対する指導を積極的に行う。</p> <p>また、自動車ユーザーだけでなく、不正改造等を行った業者等に対しても、関係機関と連携して、必要に応じて立入検査を行う。</p> <p>イ 旧車會に対する不正改造等の取締りの強化 違法行為を敢行する旧車會(暴走族風に改造した旧型の自動二輪車等を運転する者のグループ)に対する実態把握を徹底し、把握した情報を関係都道府県間で共有化するとともに、不正改造等の取締りを強化する。</p>

第6節 救助・救急活動の充実

1 救助・救急体制の整備

事業概要	事業内容
(1) 救助体制の整備・拡充 (県:消防保安課) (消防:県消防長会)	<p>交通事故に起因する救助活動の増大及び事故も種類・内容の複雑多様化に対処するため、市町消防機関の救助体制の整備・拡充を図る。</p>
(2) 大事故発生時における救助・救急体制の充実 (県:消防保安課) (消防:県消防長会)	<p>多数の負傷者が発生する大規模道路交通事故等に対処するため、静岡県消防相互応援協定(昭和62年3月)による連絡体制の強化、救護訓練の実施、消防機関と災害派遣医療チーム(DMAT: Disaster Medical Assistance Team)の連携、高度救助資機材等の整備拡充により救助・集団救急体制の充実を図る。</p>

事業概要	事業内容
<p>(3) 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進</p> <p>(県：消防保安課) (教育：健康体育課)</p>	<p>ア 交通事故等による負傷者の救命を図り、また、後遺障害等を軽減するため、事故現場において、負傷者に対する迅速・適切な応急手当等が広く行われるようにする必要がある。このため、県民への応急救護処置の知識や自動対外式除細動器（AED：Automated External Defibrillator）の使用も含めた応急手当の実技の普及向上を図るため、保健所、消防本部、医療機関、市町等が互いに連携を図りながら、パンフレット等の資料配布や応急手当の講習会の開催等を実施していく。</p> <p>また、救急の日、救急医療週間等の機会を通じて、県民の救急医療や救急業務に対する理解と認識を深めるための広報・啓発活動を積極的に推進する。</p> <p>イ 教育委員会においては、新規採用養護教員及び保健体育教員等を対象に救急法講習会を開催し、応急手当の知識の普及を図るとともに、教員の指導力の向上を図る。</p> <p>また、保健学習において、応急手当等について学習することにより、生徒が自他の安全を確保することができる能力を身につけさせる。</p>
<p>(4) 救急救命士の養成・配置等の促進</p> <p>(県：地域医療課) (県：消防保安課) (消防：県消防長会)</p>	<p>「救急救命士法」(平成3年4月23日法律第36号)に基づき、一般財団法人救急振興財団への救急隊員の派遣による養成や、救急救命士有資格者の消防職員採用等により、救急救命士の計画的な増員を図る。</p> <p>また、救急救命士が行える気管挿管などの特定行為を円滑に実施するための講習等を実施するとともに、医師の指示又は指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図る。</p>
<p>(5) 救助・救急用資機材の整備の推進</p> <p>(県：消防保安課) (消防：県消防長会)</p>	<p>救助体制を確立するため、救助工作車、救助資機材の整備を推進する。</p> <p>また、救急現場及び搬送中に高度な応急処置を的確に実施するため、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材、各種伝送システム等の整備を促進する。</p>
<p>(6) 消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進</p> <p>(県：消防保安課) (消防：県消防長会)</p>	<p>ヘリコプターは事故の状況把握、負傷者の救急搬送及び医師の迅速な現場投入に有効であることから、救急業務におけるヘリコプターの積極的活用を推進する。</p>
<p>(7) 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実</p> <p>(県：消防保安課) (消防：県消防長会)</p>	<p>複雑多様化する救助・救急業務を迅速・的確に実施するため、消防大学校、県消防学校並びに各消防本部において教育訓練の充実を図る。</p>

事業概要	事業内容
(8) 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備 (県:消防保安課) (消防:県消防長会) (中日本高速道路株)	高速自動車国道における救急業務については、昭和49年4月1日に建設省(現国土交通省)、消防庁及び日本道路公団(現分割民営化)との間で締結された「高速自動車国道における救急業務に関する覚書」に基づき、各インターチェンジ所在市町が中日本高速道路株式会社から財政措置を受けて実施している。
(9) 現場急行支援システムの整備 (県:消防保安課) (警察:交通規制課) (消防:県消防長会)	緊急車両が現場に到着するまでのレスポンスタイムの縮減及び緊急走行時の交通事故防止のため、緊急車両優先の信号制御を行う現場急行支援システム(F A S T : Fast Emergency Vehicle Preemption Systems)の適正な運用を図る。
(10) 緊急通報システムの整備 (県:消防保安課) (警察:交通規制課) (消防:県消防長会)	交通事故等緊急事態発生時における負傷者の早期かつ的確な救出及び事故処理の迅速化のため、人工衛星を利用して位置を測定するGPS技術や、その位置を地図表示させる技術、重症度合の判定に資する技術等を活用し、自動車乗車中の事故発生時に車載装置・携帯電話を通じてその発生場所の位置情報や事故情報を消防・警察等の通信司令室の地図画面に表示できるよう自動通報することなどにより緊急車両の迅速な現場急行を可能にする緊急通報システム(HE L P : Helpsystem for Emergency Life saving and Public safety)や事故自動通報システム(A C N : Automatic Collision Notification)の格段の普及と高度化を図るために必要な環境を整備する。

2 救急医療体制の整備

事業概要	事業内容
(1) 救急医療機関等の整備 (県:地域医療課)	<p>ア 初期救急医療体制の充実 在宅当番医制及び休日夜間急患センターによる初期救急医療の体制の充実を図る。</p> <p>イ 第2次救急医療体制の充実 病院群輪番制等による第2次救急医療体制の一層の充実強化を図る。</p> <p>ウ 第3次救急医療体制の充実 高度の診療機能を有し、24時間体制で重症患者に対応する救命救急センターによる第3次救急医療体制の充実を図る。</p>
(2) 救急医療担当医師・看護師等の養成等 (県:地域医療課)	<p>救急医療に携わる医師については、静岡県専門医研修ネットワークプログラムにおいて、救急科専門医養成プログラムを提供すること等により、確保に努める。</p> <p>看護師についても、救急時に的確に医師を補助できるよう養成課程において、救急医療の教育を担う看護師等養成所及び新人期において看護職員研修を実施する病院等を支援する。</p>
(3) ドクターヘリ事業の推進 (県:地域医療課)	ドクターヘリの運航により、救急患者の救命率向上や後遺症の軽減を図るとともに、高速道路事故等の救急車両での対応が困難な事故への迅速な対応等、広域的な救急医療体制の整備、充実を図る。

3 救急関係機関の協力関係の確保等	
事業概要	事業内容
(県:地域医療課) (県:消防保安課) (消防:県消防長会)	救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携、協力関係の一層の強化を図る。 特に、全県単位のメディカルコントロール協議会及び地域メディカルコントロール協議会を中心に、救急医療機関までの搬送途上、いわゆる病院前の救護体制の強化を推進する。

第7節 被害者支援の充実と推進

1 自動車損害賠償保障制度の充実等

事業概要	事業内容
(1) 自動車損害賠償責任保険（共済）の適正化の推進 (静岡運輸支局)	被害者に対する適切な情報提供の徹底に係る保険会社（組合）への指導等及び指定紛争処理機関の保険（共済）金支払に係る紛争の調停等により保険（共済）金の支払の適正化を推進する。 また、交通事故に係る医療費支払の適正化を推進する。
(2) 政府の自動車損害賠償保障事業の充実 (静岡運輸支局)	自賠責保険（自賠責共済）による救済を受けられないひき逃げや無保険（無共済）車両による事故の被害者に対する救済制度である自動車損害賠償保障事業についても、被害者に対する保障金の支払の迅速化等により、その充実を図る。
(3) 無保険（無共済）車両対策の徹底 (静岡運輸支局)	自動車損害賠償責任保険（共済）の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることを、広報活動等を通じて広く国民に周知するとともに、街頭における監視活動等による注意喚起を推進し、無保険（無共済）車両の運行の防止を徹底する。
(4) 任意の自動車保険（自動車共済）の充実等 (静岡運輸支局)	自賠責保険（自賠責共済）と共に重要な役割を果たしている任意の自動車保険（自動車共済）は、自由競争の下、補償範囲や金額、サービスの内容も多様化してきており、交通事故被害者等の救済に大きな役割を果たしているが、被害者救済等の充実に資するよう、制度の改善及び安定供給の確保に向けて引き続き指導を行う。

2 損害賠償の請求についての援助等	
事業概要	事業内容
(1) 交通事故相談活動の推進 (県：くらし交通安全課)	ア 交通事故相談の実施 交通事故に伴う諸問題を解決するための助言、指導、関係機関への斡旋等により交通事故被害者等の救済に寄与するため、県交通事故相談所において、面接、文書、電話による相談及び弁護士による法律相談を実施するとともに、遠隔地県民の利便を図るため巡回相談を実施する。 イ 相談体制の拡充促進 現在、15市町17カ所に設置されている交通事故相談所の充実を図るとともに、その他の未設置市町に対し相談窓口の設置を働きかけることにより、交通事故相談体制の充実に努める。 ウ 相談員の資質の向上 相談内容の多様化、複雑化に対処するため、研修会の開催、弁護士による指導等により相談員の資質の向上に努める。 エ 相談所の利用促進 各種広報媒体を活用して相談事業の広報を行い、交通事故相談所の利用を促進する。
(2) 損害賠償請求の援助活動等の強化 (県：くらし交通安全課)	交通事故相談所をはじめ、日本司法支援センター、交通事故紛争処理センター、交通安全活動推進センター、日弁連交通事故相談センターを通じて、交通事故の損害賠償請求についての相談及び援助を図る。
3 交通事故被害者支援の充実強化	
事業概要	事業内容
(1) 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実 (静岡運輸支局)	独立行政法人自動車事故対策機構において、中学校卒業までの交通遺児等に対する育英基金の貸与、重度の後遺障害のある人に対する介護料の支給等援助活動の増進を図る。
(2) 交通事故被害者等の心情に配慮した支援等の推進 (警察：交通指導課) (警察：運転者教育課)	ア 交通事故被害者等に対して交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供するとともに、刑事手続き等を分かりやすく説明した交通事故被害者の手引「交通事故に遭われた方ご家族の方へ」を活用する。 イ 特に、ひき逃げ事件、交通死亡事故等及び危険運転致死傷罪に該当する事件等、重大な交通事故事件の被害者等に対しては、被疑者の検挙、送致状況等を提供する被害者連絡制度の確実な浸透を図る。 ウ 警察本部交通指導課に設置した被害者連絡調整官が、各警察署で実施する被害者連絡について指導を行うなど組織的な対応を図るとともに、交通事故被害者等の心情に配慮した対応を適切に実施するため指導教養の充実を図る。 エ 死亡事故等の被害者等による加害者に係る意見聴取等の期日や行政処分結果についての問合わせに応じ、適切な情報の提供を図る。

事業概要	事業内容
(3) 公共交通事故被害者への支援 (中部運輸局)	<p>ア 公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、平成24年4月に国土交通省に公共交通事故被害者支援室を設置し、①公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能、②被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション機能（被害者等からの心身のケア等に関する相談への対応や専門家の紹介等）等を担うこととしている。</p> <p>イ 関係者からの助言を得ながら、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事故被害者等支援フォーラムの開催、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進めていく。</p>

第8節 研究開発及び調査研究の充実

1 道路交通の安全に関する研究開発の推進

事業概要	事業内容
(1) 高度道路交通システム（ITS）に関する研究開発の推進 (東海総合通信局) (警察:交通規制課) (中日本高速道路株)	<p>ア 高度道路交通システム（ITS）の整備</p> <p>(ア) 道路交通情報通信システム（VICS:Vehicle Information and Communication System）の普及 光ビーコン、電波ビーコン、FM多重放送を通じて車載機（カーナビゲーションシステム）に渋滞情報、規制情報、旅行時間情報等の交通情報を提供する道路交通情報通信システム（VICS）の整備を推進するとともに、より詳細な情報を受信することができる光ビーコン対応車載機の普及を図る。</p> <p>(イ) 自動料金収受システム（ETC:Electronic Toll Collection System）の整備 渋滞の解消、利用者サービスの向上を図るため、高速自動車国道等の有料道路の料金所で一旦停止することなく自動的な料金の支払いを可能にする自動料金収受システムの整備を促進する。</p> <p>イ コミュニティ放送局の普及促進 カーラジオ等のFMラジオを通して、地域住民や観光客等へ当該地域に密着したきめ細かな道路情報を提供していくため、市町の一部地域を対象に放送を行うコミュニティ放送局の普及促進を図る。</p>
(2) 高齢者の交通事故防止に関する研究の推進 (警察:交通企画課)	<p>道路を利用する高齢者及び高齢運転者の交通行動特性を踏まえた効果的な交通事故防止対策の立案に関する研究を推進する。</p>
(3) 安全運転の確保に関する研究の推進 (県:くらし交通安全課)	<p>効果的な運転者教育や教育資機材の情報収集に努め、関係機関・団体に紹介する。</p>
(4) 車両の安全に関する研究の推進 (県:くらし交通安全課)	<p>交通事故を未然に防ぐ予防安全技術や被害軽減技術等の研究開発の情報収集に努める。</p>

事業概要	事業内容
(5) 交通安全対策の評価・効果予測方法の充実 (警察:交通企画課)	<p>交通事故防止対策をより効果的に推進するためには、交通事故の原因を科学的かつ実証的に把握して、的確な交通事故分析を行う必要がある。</p> <p>交通事故は、人、車、環境との複合現象であり、それぞれに事故の発生要因が潜んでいることから、交通事故に関する関係機関・団体が相互に連絡協調するとともに、国において検討が進められている交通事故の総合的調査に関する調査研究等の動向を踏まえ、本県における総合的な事故防止対策の研究開発を推進する。</p>
(6) その他の研究の推進 (県:くらし交通安全課) (警察:交通企画課)	<p>多様な側面を有する交通安全対策のより効率的、効果的、重点的な推進を図るため、交通事故に関して統計学的な見地から多角的な分析を行い、交通事故の発生に関する傾向や特徴について、長期的な予測の充実を図る。</p>

2 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化

事業概要	事業内容
(中部地方整備局) (警察:交通企画課)	<p>ア 交通事故原因の分析</p> <p>交通事故の実態を的確に把握するとともに、交通事故分析システムを活用した事故分析により、発生要因を解明し、総合的な交通安全対策を推進するとともに、その実施結果を検証し、結果を次の交通事故抑止対策に反映させていく。</p> <p>また、保有する交通事故調査・分析に係る情報は、県警ホームページ「交通事故マップ」を始めとしたITの活用等により県民に積極的に提供し、交通安全に対する意識の高揚を図る。</p> <p>さらに、交通工学、心理学等の分野の専門家、大学、民間研究機関等と連携・協力し、交通事故の総合的調査研究を推進するとともに、重大事故発生メカニズムの解明と事故予防の施策の確立に向けた体制の整備を図る。</p>
(中部地方整備局) (静岡運輸支局) (県:くらし交通安全課) (県:道路整備課) (県:道路保全課) (警察:交通企画課) (静岡市) (浜松市)	<p>イ 道路交通診断の実施</p> <p>道路交通における安全と円滑を確保するための問題点並びに道路交通に起因する障害を防止するための問題点に関し、道路管理者を始めとする道路関係者の多角的な判断によって、総合的な改善対策を樹立し、かつ、その実現に資することを目的として、関係機関合同により、次の箇所について交通診断を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県が選定した交通事故の多発交差点、路線、区間 ・ 交通事故が多発している地点 ・ 交通事故の発生が危惧される地点 ・ 交通が渋滞している箇所 ・ 交通に起因する障害を防止するための措置を必要とする地点

第2章 鉄道交通の安全

第1節 鉄道交通環境の整備

1 鉄道施設等の安全性の向上

事業概要	事業内容
鉄道施設等の安全性の向上 (中部運輸局)	<p>鉄道交通の安全を確保するためには、鉄道施設、運転保安設備等について常に高い信頼性を保持し、システム全体としての安全性を確保する必要がある。このため、運転保安設備整備等の安全対策の推進を図る。</p> <p>鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進める。特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、補助制度等を活用しつつ、施設、車両等の適切な維持・補修等の促進を図る。</p> <p>研究機関の専門家による技術支援制度を活用するなどして技術力の向上についても推進する。</p> <p>また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。このため、切土や盛土等の土砂災害への対策の強化、地下駅等の浸水対策の強化等を推進する。切迫する首都直下型地震・南海トラフ地震等に備えて、鉄道ネットワークの維持や一時避難所としての機能の確保等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を推進する。</p> <p>さらに、駅施設等について、高齢者・障害のある人の安全利用にも十分配慮し、段差の解消、ホームドア又は内方線付き点状ブロック等による転落防止設備の整備等によるバリアフリーを引き続き推進する。</p>
(県: 地域交通課)	<p>地域鉄道交通の安全運行を確保するため、鉄道施設の整備や老朽化した施設の補強、改良を行う中小民営鉄道事業者等に対し、国と協調して助成する。</p>
2 運転保安設備等の整備	
事業概要	事業内容
(中部運輸局)	<p>曲線部等への速度制限機能付ATS等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について、法令により整備の期限が定められたものの整備については、平成28年6月までに完了したが、これらの装置の整備については引き続き推進の拡大を図る。</p>

第2節 鉄道交通の安全に関する知識の普及

事業概要	事業内容
(中部運輸局)	<p>運転事故の約9割を占める踏切障害事故と人身障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。このため、安全設備の正しい利用方法の表示の整備等により、利用者等へ安全に関する知識を分かりやすく、適確に提供する。</p> <p>また、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動等において広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。</p>

第3節 鉄道の安全な運行の確保

1 保安監査の実施

事業概要	事業内容
(中部運輸局)	<p>鉄道事業者に対し、定期的に又は重大な事故等の発生を契機に保安監査等を実施し、輸送の安全の確保に関する取組の状況、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等について適切な指導を行うとともに過去の指導のフォローアップを実施する。</p> <p>また、JR北海道問題を踏まえて平成26年度に実施した保安監査の在り方の見直しに係る検討結果に基づき、計画的な保安監査のほか、同種トラブルの発生等の際にも臨時保安監査を行うなど、メリハリの効いたより効果的な保安監査を実施する等、保安監査の充実を図る。</p> <p>あわせて、鉄道事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を行う。運輸安全マネジメント評価により、事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を的確に確認する。</p>

2 運転士の資質の保持

事業概要	事業内容
(中部運輸局)	<p>運転士の資質の確保を図るため、動力者操縦者運転免許試験を適正に実施する。</p> <p>また、資質が保持されるよう運転管理者が教育等について適切に措置を講ずるよう指導する。</p>

3 安全上のトラブル情報の共有・活用	
事業概要	事業内容
(中部運輸局)	<p>鉄道事業者の安全担当者等を対象とした鉄軌道保安連絡会議を開催し、重大な列車事故を未然に防止するため、リスク情報を関係者間において共有できるよう、インシデント等の情報を収集・分析し、速やかに鉄道事業者へ周知する。</p> <p>また、運転状況記録装置等の活用や現場係員によるリスク情報の積極的な報告を推進するよう指導する。さらに、国への報告対象となっていないリスク情報について、鉄道事業者による情報共有化を推進する。</p>
4 気象情報等の充実	
事業概要	事業内容
(中部運輸局) (静岡地方気象台)	<p>鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、予報・警報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、地震・津波・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。</p> <p>特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。</p> <p>また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報の鉄道交通における利活用の推進を図る。</p> <p>静岡地方気象台は、静岡地方気象台長と鉄道気象連絡会静岡地方部会長との間で交わされた「鉄道気象通報に関する地方協定(昭和63年3月18日付け)」に基づき、東海旅客鉄道株式会社静岡支社に対して鉄道交通に影響を与える自然現象に関する予報・警報等を伝達する。</p> <p>さらに、広報資料の作成・配布や講習会等を通じて、気象知識の普及に努める。</p> <p>鉄道事業者に対し、気象情報等を早期に収集・把握し、運行管理へ反映させることで、鉄道施設の被害軽減及び列車運行の安全確保に努めるよう指導する。</p>

5 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	
事業概要	事業内容
(中部運輸局)	<p>国及び鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。</p> <p>また、鉄道駅において、利用者の安全確保及び運行情報や公衆電話・トイレ等の便宜の供与等が適切に実施できるよう日頃より計画的に備えるよう指導する。</p> <p>さらに、主要な都市圏、幹線交通における輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握して、乗客への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。</p>
6 運輸安全マネジメント評価の実施	
事業概要	事業内容
(中部運輸局)	<p>鉄道事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を行う。運輸安全マネジメント評価により、事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を的確に確認する。</p>
第4節 鉄道車両の安全性の確保	
事業概要	事業内容
(中部運輸局)	<p>発生した事故や科学技術の進歩を踏まえつつ、適時、適切に鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準を見直す。</p>
第5節 救助・救急活動の充実	
事業概要	事業内容
(中部運輸局) (県:地域医療課) (県:消防保安課) (消防:県消防長会)	<p>鉄道の重大事故等の発生に対して、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、鉄道事業者と消防機関、医療機関、その他の関係機関との協力活動体制の強化の推進を図る。</p> <p>また、早期に応急手当を実施するため、鉄道事業に従事する職員の応急手当講習の受講を推進する。</p>

第6節 被害者支援の推進

事業概要	事業内容
(中部運輸局)	<p>ア 公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、平成24年4月に国土交通省に公共交通事故被害者支援室を設置し、①公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能、②被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション機能（被害者等からの心身のケア等に関する相談への対応や専門家の紹介等）等を担うこととしている。</p> <p>イ 関係者からの助言を得ながら、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事故被害者等支援フォーラムの開催、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進めていく。</p>

第7節 鉄道事故等の原因究明と再発防止

事業概要	事業内容
(中部運輸局)	<p>鉄道事故及び鉄道事故の兆候（鉄道重大インシデント）の原因究明を迅速かつ的確に行うため、現地へ職員を派遣するとともに、事故調査結果等を鉄道事業者へ情報提供し鉄道事故等の再発防止を図る。</p>

第8節 研究開発及び調査研究の充実

事業概要	事業内容
(中部運輸局)	<p>鉄道の安全性向上に関する研究開発及び調査研究を推進する。</p> <p>具体的には、交通安全環境研究所において、より安全度の高い鉄道システムを実現するため、施設、車両、運転等に関する新技術の評価とその効果予測に関する研究及びヒューマンエラー事故の防止技術に関する研究を行う。また、安全度の高い新しい交通システムの実用化を促進するため、安全性・信頼性評価に関する研究を行う。</p> <p>さらに、鉄道総合技術研究所において、近年発生した鉄道の重大事故等を踏まえ、事故及び災害時の被害軽減に関する研究開発等、安全性の更なる向上に資する開発及び調査研究を推進する。</p>

第3章 踏切道における交通の安全

1 踏切道の立体交差化及び構造の改良の促進	
事業概要	事業内容
<p>(中部運輸局) (県:道路整備課) (県:道路保全課) (県:街路整備課) (静岡市) (浜松市)</p>	<p>ア 遮断時間が特に長い踏切道や、主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっては、極力立体交差化を図る。</p> <p>加えて、立体交差化までに時間のかかる「自動車ボトルネック踏切」等については、効果の早期発現を図るため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造の改良や歩行者立体横断施設の設置等を促進する。</p> <p>また、歩道が狭隘な踏切についても事故対策として効果の高い構造の改良を促進する。</p> <p>以上のとおり、立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」の両輪による総合的な対策を促進する。</p> <p>イ 道路交通の円滑化と鉄道によって分断されている市街地の一体化等を図るため、連続立体交差化（沼津駅付近連続立体交差事業）を推進する。</p>
2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	
事業概要	事業内容
<p>(中部運輸局) (警察:交通規制課)</p>	<p>踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。</p> <p>ア 主要な地方都市にある踏切道のうち、列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くする。</p> <p>イ 自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。</p> <p>ウ 道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、<u>2</u>回路の状況等を勘案し、必要な交通規制を実施するとともに、併せて道路標識等の大型化、高輝度化による視認性の向上を図る。</p>

3 踏切道の統廃合の促進

事業概要	事業内容																																				
(中部運輸局) (県:道路整備課) (県:街路整備課) (警察:交通規制課) (静岡市) (浜松市)	<p>踏切道の立体交差化、構造改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうちその利用状況、う回路の状況等を勘案して、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。</p> <p>ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。</p> <p style="text-align: center;">平成 29 年度計画 (踏切道の整備)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業内容</th> <th>工事量</th> <th>工事費(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">立 体 交 差 化 事 業</td> <td style="text-align: center;">(県)</td> <td style="text-align: center;">1 箇所</td> <td style="text-align: center;">554, 150</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鉄道高架 (静岡市)</td> <td style="text-align: center;">- 箇所</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(浜松市)</td> <td style="text-align: center;">- 箇所</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(県)</td> <td style="text-align: center;">1 箇所</td> <td style="text-align: center;">246, 000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">構 造 改 良</td> <td style="text-align: center;">単独立体 (静岡市)</td> <td style="text-align: center;">- 箇所</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(浜松市)</td> <td style="text-align: center;">- 箇所</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(県)</td> <td style="text-align: center;">- 箇所</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(静岡市)</td> <td style="text-align: center;">- 箇所</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(浜松市)</td> <td style="text-align: center;">- 箇所</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">2 箇所</td> <td style="text-align: center;">800, 150</td> </tr> </tbody> </table>	事業内容		工事量	工事費(千円)	立 体 交 差 化 事 業	(県)	1 箇所	554, 150	鉄道高架 (静岡市)	- 箇所	-	(浜松市)	- 箇所	-	(県)	1 箇所	246, 000	構 造 改 良	単独立体 (静岡市)	- 箇所	-	(浜松市)	- 箇所	-	(県)	- 箇所	-	(静岡市)	- 箇所	-	(浜松市)	- 箇所	-	計	2 箇所	800, 150
事業内容		工事量	工事費(千円)																																		
立 体 交 差 化 事 業	(県)	1 箇所	554, 150																																		
	鉄道高架 (静岡市)	- 箇所	-																																		
	(浜松市)	- 箇所	-																																		
	(県)	1 箇所	246, 000																																		
構 造 改 良	単独立体 (静岡市)	- 箇所	-																																		
	(浜松市)	- 箇所	-																																		
	(県)	- 箇所	-																																		
(静岡市)	- 箇所	-																																			
(浜松市)	- 箇所	-																																			
計	2 箇所	800, 150																																			

4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

事業概要	事業内容
(中部運輸局) (県:道路整備課) (県:道路保全課) (警察:交通規制課) (静岡市) (浜松市)	<p>ア 踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じ、踏切連動信号機や踏切保安設備等の踏切関連交通安全施設の高度化を図るための研究開発等を進める。</p> <p>自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタンの操作等、緊急措置の周知徹底を図るなど広報活動等を強化する。</p> <p>このほか、踏切道に接続する道路の拡幅については、踏切道において道路の幅員差が新たに生じないよう努めるものとする。</p> <p>イ 全国交通安全運動等を通じ、踏切道を通行する自動車等の運転者及び歩行者に対し、踏切通過時における安全意識の向上を図るとともに、安全かつ円滑な踏切道の確保及び踏切事故の防止を図る。</p> <p>ウ 緊急に対策が必要な踏切道は、「踏切安全通行カルテ」を公表し、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。</p>

第4章 大規模地震に備えての交通の安全

1 緊急交通路等の確保	
事業概要	事業内容
(1) 緊急交通路等に対する迅速な交通規制 (中部地方整備局) (県:道路保全課) (県:危機政策課) (県:危機対策課) (警察:交通規制課) (静岡市) (浜松市)	応急対策を迅速、的確に実施するために、道路に関する情報を収集し、県、県警、各道路管理者が協議の上、緊急交通路、緊急輸送ルート、一般車両の迂回ルート等を選定して広報するとともに、交通要点等に必要な警察官を配置し、区域又は区間を指定して通行禁止等の交通規制を行って、緊急交通路、緊急輸送ルートを確保し、災害応急対策に従事する車両等の円滑な通行を確保する。
(2) 緊急通行車両の事前届出の推進 (警察:交通規制課)	災害応急対策に従事する車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両事前届出の推進を図るとともに、変更に伴う再申請について周知徹底を図る。
(3) 交通安全施設の整備 (警察:交通規制課)	地震にともなう停電による信号機の滅灯対策として、信号用電源付加装置の整備を推進する。
(4) 交通総量抑制対策の推進 (警察:交通規制課)	災害発生時における車両の使用の自粛についての広報を推進する。

2 警戒宣言発令時及び地震発生時における自動車運転者の執るべき措置の周知徹底

事業概要	事業内容		
(警察:交通企画課)	<p>東海地震予知情報(警戒宣言)発表時及び地震発生時における交通混乱を防止するため、各種講習会、交通安全運動等のあらゆる機会を通じて、運転者に対して次の事項の徹底を図る。</p>		
	予知情報(警戒宣言)発表	地震発生	地震 …… まず落ちついて
		○	車両を道路の左側に停止する
	○		地震の発生に備えて低速走行に移行する
	○	○	カーラジオ等により地震情報、交通情報を聞く
	○	○	<p>車両を置いて避難するときは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路外の場所に移動しておく ・ やむを得ず道路上に置くときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、キーは付けたまま(キーレス車の場合は、電子キーを車内に置いておく)とし、窓を閉め、ドアはロックしない ・ 避難する人の通行や災害(地震防災)応急対策の妨げとなるような場所には駐車しない
		○	<p>通行禁止の規制が行われたときは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区間を指定した通行禁止規制の時は、指定された道路の区間以外の場所へ車両を移動する ・ 区域を指定した通行禁止規制の時は、道路外の場所へ車両を移動する ・ 上記移動が困難な場合は、できる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する
		○	<p>通行禁止区域等で警察官の指示を受けたときは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その指示に従って車両を移動又は駐車する ・ 警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいなかった場合には、警察官が車両の移動又は駐車の手配を執ることがあり、この場合やむを得ない範囲で車両を破損することがある ・ 警察官がその場にいない場合に限り自衛隊、消防隊員が必要な措置を命じ又は自らが措置を執ることがある

3 信号用電源付加装置及び移動式交通情報車等の整備

事業概要	事業内容
(警察:交通規制課)	地震発生時の停電に備えて設置されている信号用電源付加装置(発動発電機及びリチウムイオン電池式電源装置)の整備充実を図るとともに、警戒宣言発令時及び地震発生時に移動式交通情報車等の適切な管理運用を図る。

4 その他の交通安全対策

事業概要	事業内容
(1) 既存の道路橋の耐震対策等 (中部地方整備局) (県:道路企画課) (県:道路整備課) (県:道路保全課) (県:危機政策課) (県:危機対策課) (静岡市) (浜松市)	静岡県は、南海トラフ地震防災対策推進地域であることから、地震に強い道路を確保するため、地震防災対策を実施する。 また、地震発生時、災害応急対策に従事する車両等が円滑に通行できるように、緊急輸送路、避難路の確保を図る。 特に緊急輸送路にある橋梁について、重点的に耐震対策を行う。
(2) 既存の鉄道構造物の耐震補強整備 (中部運輸局)	南海トラフ地震等に対する安全性を向上させるため、平成23年3月の東日本大震災等、これまでの地震被害の状況を踏まえて、鉄道施設の耐震補強の促進を図る。
(3) 避難路等の確保 (県:建築安全推進課)	緊急輸送路、避難路、避難地等の安全性や機能性を確保するため、プロジェクト「TOUKA I-O」総合支援事業により、当該緊急輸送路等沿いの既存建築物やブロック塀等の耐震改修を促進する。

付 属 資 料

(静岡県交通安全対策関係事業)

静岡県交通安全実施計画

平成 29 年 2 月 16 日

発行 静岡県交通安全対策会議

編集 静岡県くらし・環境部くらし交通安全課

静岡市葵区追手町9番6号

TEL(054)221-2549